

## 第72回神河町議会定例会に提出された議案

### ○町長提出議案

- 報告第3号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第4号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第5号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第6号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第7号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第8号 平成27年度（第18期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 報告第9号 平成27年度（第20期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件
- 報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 報告第11号 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件
- 報告第12号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 第67号議案 神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例制定の件
- 第68号議案 神河町デジタル防災行政無線システムの設置及び管理に関する条例制定の件
- 第69号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第70号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第71号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 第72号議案 平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 第73号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第74号議案 平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第75号議案 平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第76号議案 平成28年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第77号議案 平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 第78号議案 平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第79号議案 平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）

第 8 0 号議案	平成 2 8 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）
第 8 1 号議案	平成 2 8 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
第 8 2 号議案	平成 2 8 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）
第 8 3 号議案	平成 2 7 年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
第 8 4 号議案	平成 2 7 年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 8 5 号議案	平成 2 7 年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 8 6 号議案	平成 2 7 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 8 7 号議案	平成 2 7 年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 8 8 号議案	平成 2 7 年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 8 9 号議案	平成 2 7 年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 9 0 号議案	平成 2 7 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 9 1 号議案	平成 2 7 年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
第 9 2 号議案	平成 2 7 年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
第 9 3 号議案	平成 2 7 年度神河町水道事業会計決算認定の件
第 9 4 号議案	平成 2 7 年度神河町下水道事業会計決算認定の件
第 9 5 号議案	平成 2 7 年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
第 9 6 号議案	神河町峰山高原スキー場設備整備工事請負契約の件

神河町告示第101号

第72回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年 8月29日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成28年 9月 6日

2 場 所 神河町役場 議場

---

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

藤 原 日 順

山 下 皓 司

宮 永 肇

藤 原 資 広

藤 森 正 晴

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

小 林 和 男

廣 納 良 幸

安 部 重 助

---

○応招しなかった議員

な し

---



---

平成28年 第72回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成28年9月6日（火曜日）

---

議事日程（第1号）

平成28年9月6日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第3号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第4号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第5号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第6号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第7号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第5 報告第8号 平成27年度（第18期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 日程第6 報告第9号 平成27年度（第20期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件
- 日程第7 報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第8 報告第11号 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件
- 日程第9 第67号議案 神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例制定の件
- 日程第10 第68号議案 神河町デジタル防災行政無線システムの設置及び管理に関する条例制定の件
- 日程第11 第69号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第70号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第71号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 第72号議案 平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 第73号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 第74号議案 平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

日程第17	第75号議案	平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第18	第76号議案	平成28年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19	第77号議案	平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20	第78号議案	平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	第79号議案	平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第22	第80号議案	平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第23	第81号議案	平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第24	第82号議案	平成28年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）
日程第25	第83号議案	平成27年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
	第84号議案	平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第85号議案	平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第86号議案	平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第87号議案	平成27年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第88号議案	平成27年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第89号議案	平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第90号議案	平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第91号議案	平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
	第92号議案	平成27年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
	第93号議案	平成27年度神河町水道事業会計決算認定の件
	第94号議案	平成27年度神河町下水道事業会計決算認定の件
	第95号議案	平成27年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸報告
日程第4	報告第3号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）

	報告第4号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
	報告第5号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
	報告第6号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
	報告第7号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
日程第5	報告第8号	平成27年度（第18期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
日程第6	報告第9号	平成27年度（第20期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件
日程第7	報告第10号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
日程第8	報告第11号	平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件
日程第9	第67号議案	神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例制定の件
日程第10	第68号議案	神河町デジタル防災行政無線システムの設置及び管理に関する条例制定の件
日程第11	第69号議案	神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第12	第70号議案	神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第13	第71号議案	平成28年度神河町一般会計補正予算（第3号）
日程第14	第72号議案	平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15	第73号議案	平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	第74号議案	平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17	第75号議案	平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第18	第76号議案	平成28年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19	第77号議案	平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20	第78号議案	平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	第79号議案	平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第22	第80号議案	平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第23	第81号議案	平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第24	第82号議案	平成28年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 廣納良幸
6番 藤森正晴	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 坂田英之 係長 ..... 楨良裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 山名宗悟 ひと・まち・みらい課長  
副町長 ..... 細岡重義 ..... 藤原登志幸  
教育長 ..... 澤田博行 建設課長 ..... 真弓俊英  
町参事 ..... 野邊忠司 地籍課長 ..... 児島則行  
町参事 ..... 谷口勝則 上下水道課長 ..... 中島康之  
総務課長 ..... 日和哲朗 健康福祉課長 ..... 大中昌幸  
総務課参事兼財政特命参事  
..... 児島修二 ..... 山本哲也  
情報センター所長 ..... 藤原秀洋 病院事務長 ..... 藤原秀明  
税務課長 ..... 和田正治 病院総務課長兼施設課長  
住民生活課長 ..... 吉岡嘉宏 ..... 藤原広行  
住民生活課参事兼防災特命参事  
..... 田中晋平 教育課長 ..... 松田隆幸  
地域振興課長 ..... 石堂浩一 教育課参事兼地域交流センター所長  
地域振興課参事兼観光振興特命参事  
..... 山下和久 ..... 児島浩一

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。



本日ここに第72回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては定刻までに御参集を賜り、開会できますことは、町政のため、まことに御同慶にたえません。

ことしの夏は、史上最高の暑さと報道されました。その厳しかった暑さもようやく落ちつき、朝晩、秋の兆しを感じる好季節となりました。稲穂も色づき、収穫が始まっています。しかし、台風10号の豪雨により岩手県や北海道で堤防の決壊による浸水等で多くの方が多大の被害を受けています。ここに謹んでお見舞いを申し上げます。

幸い台風12号の近畿地方への上陸は回避できたものの、新たな台風の発生も懸念されることから、今後も警戒を怠ることなく、早目の対応を心がけなければなりません。

国の2017年度予算概算要求も、社会保障費の増や北朝鮮の弾道ミサイル発射への対応強化による防衛費の増などで101兆円、3年連続で100兆円超えとなり、年末にかけて予算配分の攻防が始まります。私たち中山間地域の自治体の実態を十分考慮していただき、「国づくりは地方から」を忘れないでほしいと訴えるものであります。

さて、今次定例会に町長より提出されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、報告、条例の制定及び一部改正、平成28年度各会計補正予算、平成27年度一般会計並びに特別会計、企業会計歳入歳出決算認定の38件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には、格別の御精励を賜りまして適正妥当な結論が得られ、結果として町民の負託に応えられるよう望みまして、開会の挨拶といたします。

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

第72回神河町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ことしの夏も全国各地で記録的な猛暑日が続く、神河町も暑い日が続いたところでございます。しかしながら、私自身が感じておりますのは、比較的湿度が例年に比べて低く、しのぎやすかったのではないかなとも思った次第でございます。

心配しておりました大型の台風12号につきましては、当初九州に上陸してから西日本に進路をとり、大雨、暴風雨の危険がりましたが、御承知のとおり熱帯低気圧に変わり、大きな被害は免れ、一安心といったところでございます。

一方、ことしは台風の発生が極端に少なく、8月中に発生した台風はもう全てと言ってよいほど関東から東北、さらに北海道に進路をとり、当該地域に甚大な被害をもたらした結果となっております。改めまして被災地の皆様に心からのお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧復興を願うところでございます。

さて、8月、ブラジルで開催されましたリオデジャネイロオリンピック、大会2日目には水泳の萩野公介選手が男子400メートル個人メドレーで金メダルを獲得してからは、連日のように日本代表選手のメダルラッシュが報道され、メダル総数は史上最多の

4 1 個に上るなど、今大会での日本選手団の活躍は際立ち、私たちにたくさんの勇気と感動を与えてくれました。

団体演技においての体操、卓球、そして陸上競技の400メートルリレーなど、個々の力以上のものが発揮されている姿を見て、個々人のパワーはもちろんですが、何よりもバトンをつなぐ、気持ちをつなぐ、チーム力を高めていく、このことの重要性を改めて実感したところでございます。

2020年には東京オリンピックが開催されるわけでありまして。東京オリンピックへの期待が高まるとともに、神河町出身の選手が輩出されることを楽しみにしたいと思っているわけでございます。

また、6日に開催されました第11回かみかわ夏まつりは、開始直前に大雨警報とともに猛烈な雨が降る中、開催も心配しておりましたが、結果は15分前にはぴたりとやんで、予定どおり開催することができました。多くの方々から、こんな間近に花火を楽しむのは神河町だけです、毎年来てるんですなど、姫路や神戸方面からも多くの来場者の中、締めくくりは7,000人の来場者の真上に上がる1,000発の花火が大輪の花を咲かせ、神河町夏の最大イベントが幕を閉じたところでございます。神河町誕生以来、このイベントを支えていただいています皆様に心からの感謝を申し上げたいと思います。

次に、重要政策の一つであります峰山高原スキー場建設につきましては、9月より工事入札に取りかかり、来年12月のオープンに向けてスタートを切る運びとなっております。また、地域創生事業の一つ、神河町就業プログラム・ママトピア神河も9月より旧川上小学校を中心にスタートしておりますが、この事業、とりわけシングルマザー支援事業につきましては、この間マスコミ等で大きく取り上げていただいているところですが、このたび9月9日金曜日、朝日放送17時からの番組「キャスト」で神河町の地域創生の取り組みとして放送されますので、御紹介させていただきます。

さて、本日は、第72回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様の御出席を賜り、議会が開催されますこと、厚くお礼申し上げます。

今定例会には、報告9件、条例制定、改正案件4件、平成28年度補正予算12件、そして平成27年度各会計の決算認定13件の合わせて38件でございます。議員各位には慎重審議いただき、御承認、可決賜りますよう衷心よりお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

#### 午前9時08分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第72回神河町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

1番、藤原裕和議員、2番、藤原日順議員、以上2名を指名します。

---

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について委員長から報告を受けます。

山下皓司議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（山下 皓司君） おはようございます。

それでは、過日開催をいたしました議会運営委員会の報告をいたします。

去る9月1日、議会運営委員会を開催しまして、議長からの諮問を受けまして、本定例会の議事運営について協議をいたしました。決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程であります。本日から9月28日までの23日間と決しております。

町長から提出されます議案等は、議長なりからございましたように、報告9件、条例の制定及び一部改正4件、補正予算12件、神河町一般会計、特別会計、企業会計の27年度の決算認定13件、合わせまして38件であります。また、陳情1件を受理しております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。本日第1日目とあすの第2日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第3号から第11号については了承、第68号議案から第70号議案については表決をお願いすることにしております。

第67号議案は峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会に、第71号議案は総務文教常任委員会に、それぞれ審査を付託することにしております。

第72号議案から第82号議案の特別会計、企業会計補正予算は、第6日目の最終日採決としております。

第83号議案から第95号議案の各会計決算認定については、一括して提案説明を受けた後に、清瀬代表監査委員から平成27年度各会計決算について審査の結果を報告していただきます。決算認定に伴う質疑は、第3日目と第4日目に行い、設置いたします決算特別委員会に審査を付託することにしております。

なお、決算特別委員会は、議会運営基準第120条の規定により、議長を除く11人を選任することにしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締め切りを8月29日の午後3時とし、通告があった4名の議員により本会議第5日目の20日に行います。

28日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いすることとしております。

なお、閉会中に受理しております陳情書1件については、議会運営基準第140条、142条の規定により、その写しを配付しておりますので、御確認ください。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いをしております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月28日までの23日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月28日までの23日間と決定しました。

---

## 日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別表一覧表として配付しています。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員長、お願いします。

宮永委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） おはようございます。

総務文教常任委員会の委員長、宮永でございます。閉会中の調査事項について御報告をいたします。

まず、日時としては、8月18日8時57分から16時57分まで、委員8名と執行部の各課長の出席のもとに開催をいたしました。

調査事項については、閉会中の調査事項として各課に通告した課題について報告を受けたので、各課ごとに報告をいたします。各課の報告資料は、お手元に配付されておりでございますが、報告の内容について委員から発せられた質疑、意見、提言等と行政側からの応答の主なものを紹介をいたします。

報告資料の構成は、事務事業進捗管理シート、課運営目標管理シート、重要事業目標管理シート等によるものであります。

各課ごとの質疑応答について、とりあえず主なものということで選び出したもので御報告をいたします。

まず、教育委員会・教育課については、澤田教育長、松田教育課長、藤原良喜教育課参事、藤山副課長より、資料の説明、報告を受けました。主な質問、答弁について報告します。

まず、学校の施設整備に関するものの質問でございます。保護者の方からの指摘でございますが、寺前幼稚園にはエアコンがつけられていないということでありました。このところ常識的に考えられない猛暑で、熱中症等の事故予防にも必要ではないかと思うので、町内の幼稚園、小学校での状況はどのようになっているのか知らせていただきたいというところでもございました。

まず、これに対する御答弁は、寺前幼稚園、長谷幼稚園、越知谷小学校、長谷小学校にはつけられていません。寺前幼稚園には、年度当初に予算計上をいたしておりましたが、枠内の優先順序で次年度に送るという計画になっておりましたので、来年度はしっかりと実施いたしますとの答弁でもございました。

また、自然学校が来年から9月実施との報告というのを受けまして、これについて、1週間学校から離れることになるのだそうでもございますが、9月は運動会がある時期でもございますから、運動会の時期を変更するものかどうかということで、そのあたりの調整はどうなりますかということでの質疑を受けました。

これに対して、来年度9月の話というのは、利用施設である南但馬自然学校の事情関係で、県から時期の割り当てがございまして、来年度は9月となったものでございます。来年の9月の予定、またそれ以降についてもどうするのか、校長会で検討するようにと伝えておりますとの答弁でもございました。

また、最近、組み体操をさせることの賛否、是非等の議論が全国的に高まっているようでもございますが、神河町ではどのように考えているのですかという質問でもございました。

これに対して、今年度の校長会で協議をいたしました。教育委員会としても、学校の十分な管理のもとで実施することについては可であるということの結論が出ておまして、中学校、小学校には通知をし、校長会での相談でもそのように決定をいたしましたとの報告でもございます。

越知谷小学校においては、学校の特色を出したいということで一輪車の取り組みをするという報告を受けておるようでもございまして、これの安全確保という面からも十分に協議を重ねて、どうするのかということ各学校で検討していくというように御理解願いたいということでもございました。

それから、公民館についての意見でもございます。社会教育、中には学校教育もあるかもしれませんが、高齢者対象の施設というものではないと思いますので、全域の幅の中で公民館を有効に活用してもらって、生涯教育をしていただかないと、異常気象による

災害や地震災害による万一の事態における対応について学び、話し合いや議論をする、そういう場所づくりも必要なのではないかと思いますという意見でございまして、それに限らず、公民館を幅広い年代の中で有効に活用するような形で運営していただきたいという要望でございまして、本件については、機会あるごとの発言でございまして、それについては、まだ的確なる御答弁というものはいただいております。

まちづくりの骨格とすべきものでありますから、それぞれの思いを確かめ合う場所ということでの活用というものも、いろいろと御検討いただければありがたいというところでございます。

次に、情報センターでございまして、藤原秀洋情報センター所長より資料の説明報告を受けました。主な質疑応答について報告します。

現在のケーブルテレビが防災行政無線に切りかえられることになりましたが、なかなかわかりにくい部分がありますので、簡単に要約すると、どのようになるのですかという質問でございまして、これに対して、現在ケーブルテレビの基本サービスとしては、テレビの視聴、告知放送、電話のサービスと3つのサービスがあります。それに加えてインターネットの接続の部分がありまして、さきに上げた3項目については、大河内エリアでは2,000円、神崎エリアでは1,800円の料金をいただいているという状況でありまして、そのうちで来年の4月からは放送の部分が防災行政無線に移管されてなくなります。それによって町民サービスへの影響が生ずるということについては、現在のところではないというふうな考えであります。

ただし、現在、事業者の方がケーブルテレビの告知放送を利用されて、コマーシャルや従業員募集などの放送を有料で行っている部分がありますが、これは放送法の関係で今後はできなくなるということで考えております。しかし、お悔やみのお知らせについては、全町内一斉の放送が流れるということで、これまでたびたび要望がございましたが、そういうことが実現をするということでございます。

電話については、29年、30年に切り換え工事が行われていく予定でございまして、それによって生ずる不便とか課題等の有無や対応については、関連の生ずる各課とも相談をしながら進めるということで、いずれ公式のスケジュールとしてお知らせをすることになると思いますと、こういう答弁でございました。

それから、総務課につきましては、岡部副課長、児島修二総務課参事兼財政特命参事、日和総務課長より資料の説明報告を受けました。主な質問、答弁について報告をします。

まず、平成28年2月13日に南小田地内において発生しました交通事故の損害賠償の経過報告を受けました。このことについて、再発防止を含めた意味で各委員からの発言がありまして、単に経過の報告にとどまらず、報告の仕方、あり方、情報の共有のあり方、公用車の扱い方にかかわる意識の持ち方、最近、立場はそれぞれ異なりますが、新しい顔ぶれの職員がふえていることもあって、庁内の空気も徐々に変わりつつあるところから、各委員から、新旧職員のチームワークによる協働と役場事業の推進力を期待

する意味からも、新旧職員の資質の向上、情報の共有等についての発言が続きました。

個々の発言について述べるには、時間の都合もありますので、趣旨要約としましたが、それぞれの答弁で、いろいろとその都度の答弁でいただきましたが、最終的に日和課長、谷口町参事、それから細岡副町長から前向きに取り組んでまいりますとの答弁をいただきましたので、次期の調査委員会において改めてその取り組みの進捗を確認をさせていただこうと考えておりますので、委員各位を含め行政執行部にお願いをしておきたいと思っております。

また、本年度のふるさと納税についての質問がありまして、これについては、当初予算で2,400万円相当の納税収入を見込んでおりますとの答弁でございました。

また、長期財政計画に関する質問として、普通交付税が全国で3.6%ぐらいの減ということで話が出ておりましたが、28年度の決定額がわかれば知らせてくださいということでお尋ねでございまして、これについては調整額を差し引いた額で27億1,484万4,000円となりますという御答弁で、またあわせて臨時財政対策債の額も知らせてほしいということでございまして、これについては2億8,634万2,000円という額でございました。

次に、ひと・まち・みらい課について、藤原登志幸課長、野邊町参事より資料による報告を受けました。主な質問と答弁について報告します。

特に委員会のほうとしても非常に興味を持って林業関係ということでお話を聞かせていただいたというふうなことでございましたので、ここにまとめさせていただきました。林業戦略を聞かせてくださいということで、町内産木材の使用ということについて、昔は産地の明記等で区別もできていたようですが、町内に製材業者も少なくなった現在、どのような施策、対策を考えておられますかという質問でございました。

これに対して御答弁をいただきましたのが、現状における試案ということで報告をいたしますということで、これから木材組合、関係者の方々とも打ち合わせをしながら進めていきたいと考えているところですが、まず素材生産業者、当町では森林組合が中心と思いますが、山林で伐採をして、寺前の土場まで持ち込まれて、木材の仕分けをされることとなります。そのときに、町内の製材業者が丸太を購入して、自社で製材をされると製品というものになります。その製品を地元の大工さんや工務店がそれを使った建築や加工品というものをつくると、そういうことで一つの町産材の流通の流れというものができるというふうに考えておりますということでした。今後、このような考え方のもとに、森林組合や町の木材組合など関係者の方々とも打ち合わせをしながら進めていきたいと考えておりますということでございました。

また、別の角度から、兵庫県では県産材というものを出されて、使われている状況でございましてということで、以前、国では、地域材ということで地域で流通している材木ということで、当然のことながら、そこでは外材も含まれていますという理屈でWTO協定を切り抜けていたということでございました。

現在の取り組み策においては、まず地元にお金が落ちないといけないというふうな最終目標がございまして、地元でお金を回さなければいけないという一つの目標がございまして。わざわざよそからお金を払って買ってくるのもおかしな話でございまして、地元の製材工場が取り扱う材木を基本にしなければいけないというふうに考えておりますということでありまして、その中で町産材の割合を少しでもふやしていけるというふうに取り組んでいきたいと考えておりますと、こういう趣旨のお話をいただきました。

それと、会計課。会計課は、山本哲也会計管理者兼会計課長から資料による説明を受けました。資料は、懇切丁寧に説明をされておまして、特に取り上げて質疑というところはございませんでした。

次に、税務課でございましたが、和田正治税務課長より資料による説明を受けました。これは毎年同じ時期に出てくる課題というふうなことでのやりとりはございましたが、特にここで取り上げる質疑等はございませんでした。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生福祉常任委員長、お願いいたします。

小林和男委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（小林 和男君） 失礼いたします。民生福祉常任委員長の小林です。ただいまより委員会報告をいたします。

去る8月17日、民生福祉常任委員会を開催し、平成28年度主要事業の執行状況について説明を受け、調査を行いました。報告内容については、全ての委員会資料が議員各位に配付されておりますので、詳細な報告は割愛させていただき、主な内容に絞り、御報告させていただきます。

まず、公立神崎総合病院事業については、6月末の執行状況です。外来患者数は前年度対比1%の増、入院患者数は前年度対比6.9%の増となっており、医業収益は30億7,134万3,000円で、前年度対比4,699万6,226円の増益となっております。あわせて訪問看護事業、介護療育事業の執行状況について報告を受けました。

次に、その他の報告として、(1)新公立病院改革プランの策定状況について、(2)公立病院のネットワーク化に係る計画の取り組み状況について、(3)大阪医科大学地域医療体験について、(4)神戸大学地域医療夏季セミナーについての報告を受けました。また、(5)として、北館改築関係として、6月20日に株式会社内藤建築事務所と業務設計及び実施設計を契約しました。その後、病院職員によるプロジェクト会議、それから病院執行部による幹部会を立ち上げたとの説明を受けております。

以上が病院からの説明です。

次に、主な質疑応答の報告をします。

質問の1として、病院事業費用の中で経費が去年と比較すると670万余り減っているが、その要因はという質問です。

これに対する回答として、昨年度は北館を中心に老朽化で即対応しなければならない



修繕箇所が結構多かったのが、今年度は現状のところではそれほど修繕箇所が出ていないのが一番大きな要因です。

次に、質問の2として、小児療育事業で、就学前の該当児が昨年と比較すると2倍近くふえているが、その要因は何かという質問です。

これに対する回答として、就学前児のふえている要因は、全国的にも療育が必要な方がふえているという状況の中で、ケアステーションの職員が学校や各地区に積極的に出向いている成果と思っている。

次に、質問の3として、この1年間、医師の増減等、異動状況はどうなっているのかという質問です。

これに対する回答として、医師の異動については、整形外科の医師が昨年1名退職しました。その後任として、大学から通常は若い医師1名派遣なのが、今年度から2名送っていただいております。医師修学資金制度の第1号である藤井裕子先生が初期研修を終え、この4月から内科医として勤務をしています。

次に、質問の4として、訪問医療を既に町内で取り組んでおられる方がいるが、この取り組み状況と対象となる在宅の患者さんの状況と医院の先生方とのつながりの状況等、地域包括ケアシステムの中へどう取り組んでいくのかという質問です。

これに対する回答として、神崎訪問診療クリニックについては、今、患者さんが36人ほどと聞いております。大体2週間に1度のペースで訪問診療しているのが通例であるが、重症の方で週に1回の方はあるのですが、徐々に訪問診療の利用もふえているので、訪問診療クリニックとしてはマンパワーが必要になってくるようです。神崎総合病院としては、訪問診療クリニックと月1回の会議を行っていますが、9月からは神崎病院の医師も1人、その訪問診療クリニックの契約している患者さんに対して、訪問診療クリニックへ派遣をした形で訪問診療に加わるということになりました。そこで、本当に訪問診療の内容をはっきりと把握したり、それによる今後の当院の取り組みをどうしていくのかということの方角づけるきっかけづくりにし、どういう形で今後連携をしていくかということで調整をしている状況です。

以上が病院関係の報告です。

次に、健康福祉課についての報告に入ります。

1、課運営目標、2、重要事業目標、3、事業執行状況、4、支庁舎窓口受け付け等の状況についての記載の説明を割愛しておりますが、全ての事業は順調に推移しており、特に、疾病予防、健康増進事業の取り組みは今後の成果にあらわれるものと期待しています。5、閉会中の継続調査についての報告として、(1)地域包括ケアシステム構築の推進状況、(2)介護保険法改正に伴う関係事業の取り組み、検討について、(3)障害者施設整備の検討状況について説明、その他として、①民生児童委員の改選について、②低所得者高齢者向け交付金の受け付けと申請について、③神河町第2期健康増進・食育推進計画策定委員会の開催について、④神河町生活管理指導短期宿泊事業実施要綱の制定について

て、次に、9月定例議会提案案件について、補正予算、①一般会計4件、②介護保険事業特別会計1件の説明を受けております。

次に、主な質疑応答の報告をします。

質問1として、生活管理指導短期宿泊事業実施要綱の制定について、適用対象者はどのような状況の人なのかという質問です。

これに対する回答として、知的障害がある方で、糖尿病で壊疽が進行し、毎日ガーゼ交換をする必要があり、現在は入院中です。今は病院で治療中だが、退院後、家に帰って、本来であれば治療行為も本人にしてもらいたいのですが、そういったことができないということで、短期的に施設に入所して生活訓練を受け、うまくいけば家でまた暮らせるように誘導していくものですという説明でした。

質問の1の関連質問として、要綱の中に短期宿泊は介護保険の認定との絡みとは全く別なのか、反対に言えば、介護認定を受けていない人のみが対象なのかという質問です。

これに対する回答として、介護保険の認定を受けても介護1未満の認定しか出ないので、短期入所というのは利用できない。もし1が出たとしても、介護保険での特養の生活は基本的に要介護3からということで、入所もできません。ここでの要綱は、養護老人ホームの入所についての措置として、比較的自立した方で、何らかの援助があれば生活ができるような方が養護老人ホームへの措置を町長がするということであり、基本的には家がないであるとか、低所得であるとか、そういったことも大きな要因ではあります。この要綱での対象施設としては、特別養護老人ホームは空きベッドがない状況なので、養護老人ホームというのが前提となります。

次に、質問2として、障害者施設整備の検討状況について、富山型デイサービスという表現がありますが、現在ある特別養護老人ホームにお願いして施設を併設するのか、検討の実態は非常に厳しいのではないかとという質問です。

これに対する回答として、一般的に言われている介護保険の通所施設と障害福祉サービスの障害施設が、それぞれ入り口が別々で、中に入ったら一緒にいるというのが基本的な富山型デイサービスと言われている。今考えているのは、時間差でやろうという考え方です。例えば2時まで介護保険のデイサービス、2時半に次は障害者の方を迎えに行き、7時まで預かります。施設の入り口は1つしかございませんが、要は時間差で介護保険サービスと障害福祉サービスをやっていくというようなことを考えておられるようです。それについて許可を出すのは町なのですが、県にも相談したところ、とりあえず施設の利用の最大人員が10名であれば、そういう形でも大丈夫であるという回答を得ました。

それと、障害福祉サービスについては、初めからたくさんの人を受け入れずに、二、三名ぐらいから始めて、経過を見ながら今後、例えば施設の増設とか移転とか、いろいろなことを考えておられるようなので、その事業所と私たち担当者等とで協議をしたいと考えております。まだ具体的な話ではありません。

次に、質問3として、低所得の高齢者向け給付金は全員に通知し、申請が出てない人をどこまでフォローができているのかという質問です。

これに対する回答として、基本的には初回通知を出して、それでも来られない方は再通知を出している。それで来られなかった方が3.5%おられます。基本的には2回通知をした中で、中にはこういうお金は私は受けとらないという方もおられます。いろんな事情があるのですが、扶養の関係がつかめていないというのが実態というところですよ。案内通知の中で、誰かの扶養になっていて課税になっていたらだめですよということも書いているので、それを見てだめだと判断されておられる方もいるでしょう。そういう要素はあります。ただ、リストの突き合わせとか、保健師が1度目を通して本当に来ることができない人なのかという点検はしていきたいという答弁でした。

次に、質問の4として、高齢者見守り事業の中のQRコード入りシールについて、もう少し詳しく説明をという質問です。

これに対する回答として、このQRコードシール、現在全国的に認知症の方の高齢化が進んでいるということで、認知症を患っておられる高齢者は我が町にも多くおられます。その中で、認知症という病気から問題行動はいろいろと出てきます。目的があって出かけるが、行く場所を忘れてしまう。これがよく言う徘徊という言葉なのです。一生懸命思い出すために歩かれるのです。そういったお困りの方がおられるのではないかとことも考えております。そこで、下着とか上の服とか、あるいは持ち物に張れるシールなのですが、アイロンであるとかドライヤーの熱を加えると、靴だとか持ち物、杖などに張りつけることができます。その中にはバーコードが付されているのですが、携帯電話のバーコード読み取りシステムをかざすことによって表示が出てくるのです。

小野市さんの例でしたら、地域包括支援センターの電話番号が登録されており、こういった方を見つけれたら、ここに電話してください、そしたら情報をいただきました地域包括としましては、家族さんに連絡をとりまして保護していくという、そういったことの一つのツールなのです。

このようなことを神河町も取り入れていこうと考えています。というのは、やはり徘徊されることによって事故に巻き込まれる、命をなくす、そういった危険性が高くなるので、できるだけ早いうちに保護できる方法を考えていくということと照らし合わせながら、もしそういった方が見つかって、おかしいなと思われたときにはどうするかという周知を今からしていけないといけないのですが、その方法につきましては、現在、課の中で議論を交わしているというところですよ。その中に、最寄りの警察署と地域包括支援センターの連絡のものが映し出されるバーコードをつける予定です。郡内3町が大体同じ時期にできればと、今議論を進めているところですよ。

以上が健康福祉課関係の報告です。

次に、住民生活課についてでございます。

閉会中の継続調査申出書の案件として、(1)広域行政（ごみ収集・し尿処理）の今後の行方について、配付資料に記載のとおり、神河町の考え方、福崎町、市川町、姫路市それぞれの考え方の説明を受けております。続いて、(2)中播北部事務組合負担金・ゴミ処理計画について、(3)防災・防犯対策の取り組み状況、(4)町営住宅の管理運営についての説明を受けました。

次に、主な質疑応答の報告をします。

質問1として、防犯灯設置事業の補助金が適用期限をこれからということではなく、26年度まで遡及適用するということだが、これまで余り遡及適用の例はなかった。調整会議でどういった話が出て遡及することになったのかという質問です。

これに対する回答として、適用日と施行日の関係が一般的に遡及適用は例外的なものであり、その可否については個々の事情に応じて判断が異なるということである。租税等の国民に不利益な定めを遡及することはできないが、相手方に利益をもたらすということについては、場合により施行日前後の状態の公平な扱い等の見地から、遡及適用も必要に応じて許されるとされている。法令上は会計年度等は特に直接の関係はなく、会計年度を越える遡及適用ができないとまでは考えられないので、自治体の判断次第であると記載があり、最大どのぐらい遡及できるのかということについても、個別具体的な判断が必要だとされているところを政策調整会議でも練って、そういう根拠に基づいて結論を出したものであるという答弁でした。

また、この関連質問として、少子高齢化を食いとめる若者定住策ということで、目的も神河町の定住化を促進するという大目標があって、そういった補助金制度をつくったのに、そのときは適用せずに、今回のLED化だけを適用するということは統一性がないのではないかと質問です。

これに対する回答として、政策調整会議の中でもその議論も出ました。当然、住宅政策に関しての遡及適用の分も含めて、取り扱いに差異はないのかですが、防犯灯のLED化については、集落が主体的に地球温暖化防止のために前向きに取り組んだ経過も含め、そこは配慮をする必要があったことになった。それから、もう一つ違うのは、若者定住促進住宅のことに限っては、基本は国土交通省の補助事業を採択した上での適用ということで年度内着工、年度内完成が前提の補助事業であり、補助事業が採択の前提でしたが、防犯灯については、従来から町独自の要綱であり、その範疇の中で地域の取り組みに対する考えを全体での考えというものに配慮したものです。

次に、質問の2として、柏尾団地の建てかえはどうなるのか、ここに住み続けたいという人は優先するのかという質問です。

これに対する回答として、今ある柏尾団地は全て撤去し、新築する予定である。同じ場所に建てるのか、新しい場所に建てかえるのか検討中であるが、今入居の方は優先で新しいほうへ入っていただくというように思っている。

次に、質問3として、行政無線に関することで、ケーブルテレビの告知放送的な、災

害があったときのお知らせが屋内と屋外から発信されるということですが、聴覚障害者への対応というのは何か方法はとろうとしているのかという質問です。

これに対する回答として、先進自治体の事例も研究しながら、今後少し時間をいただいて調べさせていただきたいという回答です。

次に、質問4として、防災無線の関係で条例の中身で、①戸別受信機の貸与については、貸与を希望する者という書き方にしてあるが、本来この防災無線の趣旨からすると、各家に絶対ないといけないものだと思うので、貸与を希望する者という姿勢がちょっと弱いのではないかという思いがあります。その辺の考え方を教えてもらいたいのと、②の外部アンテナの設置については、地理的な条件とか中継局を建てる場所の問題で個人負担金を取るというのは、いかがなものかと思います。③戸別受信機については電気が要りますと書いてある。この防災無線の一つの売りの中では、停電時でも独自で持っているので、電線が切れても大丈夫という説明も聞いてきたが、通常家庭電気を使っていて停電したら、戸別受信機が使えなくなるのかという心配がありますという質問です。

これに対する回答として、①まず貸与対象の希望する者という表現につきましては、先進町の条例のひな形を参考にして条文を考えましたので、指摘のあったように表現を検討する。2点目の外部アンテナのことについては説明が不十分な面もあり、一般家庭については外部アンテナを無償で対応します。有償の場合の説明については、事業所及び事務所の場合のみと、それから各家の2台目の場合のことです。基本1戸に1台戸別受信機を配備する場合は、無線状態の悪い家屋のことも考えられますので、外部アンテナとケーブルも含め、工事費も含めて無償で考えております。

3点目の戸別受信機の電気が停電の場合の対応ですが、戸別受信機に附属されております電池を含め、屋外拡声公共物もバッテリーを内蔵しておりますので、一時的な停電に対しては、その補充電源で対応できます。ここで説明しました世帯の負担となるのは、継続的につないでいる場合、日々の起動する電源として、電池ではなく電源、一般家庭から優先して使うので、その費用については各戸で負担していただくということが基本的な考えとのことでした。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 民生福祉常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員長、お願いします。

藤原裕和委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

9月定例議会前の産業建設常任委員会を8月9日に開催をいたしました。まず、その中で重立ったものの報告とさせていただきます。

最初に、建設課の事務調査の関係では、寺前地内町道水走り中河原線、秋桜たうんの

南側になるんですけれども、城山谷川の橋梁部分の工事、この部分については、ことしの11月の着工の予定で進められているとのことでもあります。

この工事については、委員より、通行どめが伴うということの質疑もありまして、地元等への事前説明、この部分のお願い等がございました。また、水走り中河原線、この道路の完成と福本地内の町道神崎・市川線と神崎・市川支線という、この工事もされておるんですけれども、以前からずっと続いておるんですけれども、この工事の完了、工事の完成、これらについては、いつもの委員会で、いつになったら工事が完了するのかというような意見が出されております。

課長からは、今の段階では、平成31年度を目途に予算要求をして実施していきたいとの説明を受けております。

その他、委員からは、県道加美宍粟線、上小田地内の山越えの部分の坂の辻峠のトンネル、この部分のトンネルをという早期着工の看板、この看板の設置という部分の、以前もそういうお話もあったんですけれども、こちら辺についての御意見や、町内にあります県道、県がやられとるんですけれども、草刈り、除草、これらについての意見、要望が出ました。

次に、上下水道課の関係においては、水道の有収率の向上についての質疑がありました。漏水という部分は、課長より、漏水は、夏場に水温が上がって水が膨張し、古い管の材料を使っている部分、また管の施工、若干不適切な部分などから多く漏水が発生するそうであります。これらの漏水調査を大きなエリアでやっていただいて、対策をとりたいと。漏水を防止したいということでもあります。

上下水道課の関係では、その他としまして、委員よりこの意見が出たんですけれども、マンホール回りの段差の修繕工事、この部分が町内でやられとるんですけれども、この工事については、しっかりとした段差のない修繕をというような意見も委員会では出されました。

次に地籍課の関係になるんですけれども、それぞれの地籍調査事業は順調に推移しているとの課長よりの報告を受けております。

この中で委員より、夏場の山林調査がされておるんですけれども、山林調査におけますハチ等の被害、また落雷、こちら辺による危険性についての安全対策等の質疑もございました。

次に、地域振興課の地域振興係の関係で、地域おこし協力隊員2名が活動されておるんですけれども、この活動についての質疑がありました。

その活動内容は、地域のよさなどのPR、また情報発信、それからもうかる農業をということを目指し、熱心に取り組まれているとのこと報告を受けております。

その他としまして、神河町の特産品についての見直しが必要ではないかというような質問も委員より出ました。

観光特命参事からは、町内には名産品が少ないので、商工会、観光協会、また町長も

含めまして、この取り組みもしたいということで報告をされました。

それから次に、商工観光係では、前にも報告したんですけれども、吉富と杉の境にあります大黒茶屋が国土交通省の道の駅、この認定を10月にということで予定をされておりましたが、この部分については、もう少し中身の再検討ということで国からの指導を受けまして進められております。現在のところ来年2月に、この道の駅の認定の申請ができるように取り組んでおるということであります。少しおくれたということですが。

その他としまして、観光施設の指定管理者の更新という部分が来年3月になつとるんですけれども、ここら辺の選定についての内容について委員より質疑がありました。

この指定管理者の選定については、10月になれば公募をして、11月に公募によりますところの審査委員会というもので審査が行われる予定となっております。

委員より、この審査委員会で審査規定等の公平な取り組みへの意見なり要望も出たところであります。

最後に、農林業係では、これも委員より新しく農地を取得する要件の緩和に関する要望、またその他としまして、カドミウムの吸収によるところの土壌植物浄化、これに関する取り組みの状況の質問、そしてまたふるさと納税の米などの返礼品の質問なり回答を得たところであります。

以上、簡単な報告となりましたけれども、産業建設常任委員会の9月定例前の報告といたします。

○議長（安部 重助君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

次に、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長、お願いします。

藤森委員長。

○公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会委員長（藤森 正晴君） 6番、藤森でございます。公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の報告をいたします。

去る7月の23日に委員会を行いました。それにつきまして報告いたします。

現状までの経過報告と改築図面案の説明を受けました。また、設計に当たり、再来年になる医療の診療報酬と介護報酬の同時改正や医療法の改定などがあり、外部要因の大きな変更もあることを含めながら進めているので、今後、変更もあり得るという説明がありました。

改築による全体のイメージであります。4階建てで一部5階であります。1階は、薬剤科、地域医療センター、訪問看護ステーション、多目的サロン等であります。2階・3階は一般病棟であります。4階は手術室、5階一部は機械室であります。また、北の道路側は、ほとんど敷地いっぱい、中館との間隔は約6メートルということになります。

次に、主な質疑につきまして報告いたします。

2階、3階にリハビリ庭園があるが、この目的は何かという質問であります。

それに対して、患者さんのリハビリの一環として植物や花、野菜などを植えたりして

の作業療法の一環であり、また車椅子を押しての歩行訓練も含めての庭園であるという説明であります。

次に、インフルエンザ等の病気が蔓延しないための装置は病室はあるのかという質問であります。

これに対して、そういった患者さんの場合は、陰圧して空気をきれいにして外に出す機械が3台あり、常時対応できる状況をとれるようにしているということであります。

次に、朝来医療センターへ視察に行かれたが、計画に反映されているのかという質問であります。

これに対して、病棟の個室について、看護師からトイレは窓際のほうがよいという意見があり、検討していたが、朝来医療センターを見学し、その後、設計業者と検討した結果、手前でも可能であることが確認できました。また、オペ室や薬剤科等も余裕のスペースが必要であると感じたということであります。

次に、4階に4つの手術室があるが、どのように使い分けるかという質問であります。それについては、整形外科、眼科、その他の使い分けをするという予定であります。

次に、屋上にドクターヘリなどの着地場所をつくれば、どれぐらいの予算がかかるのかという質問であります。

検討していないので、金額はわからないが、エレベーターなどの新設が必要となってくるということであります。

次に、健康福祉課と連携しての地域包括ケアについての配慮はされるのかという質問であります。

これについて、郡内の医師会が受託することになる医療・介護支援センターやイベントルームでの認知症カフェなどの事業を行うスペースをとっています。健康福祉課とともにやっていく予定であるということであります。

以上が主な質疑であります。

北館改築の今後の予定であります。平成28年度に実施計画をし、平成29年度に一部解体工事に入り、平成30年、31年度から建築工事の予定であるということであります。

次に、北館改修工事に伴い、国庫交付金事業により病院の耐震診断を行うということであります。補助金は約5,600万円であります。

以上が報告であります。これで報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長の報告が終わりました。

次に、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員長、お願いします。

三谷委員長。

○峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会委員長（三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。



それでは、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会の調査活動の報告をいたします。委員会を7月19日と8月23日に開催をしております。調査は、峰山高原スキー場の整備費の財源となる辺地対策事業債の配分状況、実施設計の内容、そして今後の整備スケジュールを中心に行いましたので、その内容について報告をいたします。

まず、4月以降の取り組み状況ですが、4月8日に株式会社神崎測量と測量調査も含めた各種許認可申請業務の委託契約を2,160万円で締結。また、株式会社リゾートアシストと実施設計業務の委託契約を1,350万円で締結したと報告を受けております。

スキー場へのアクセス道路となります町道峰山砥峰線の除雪対策として、最難関箇所である最上部付近の立木の伐採を行っております。伐採は引き続き行うとのことでございます。また、上小田地内の県道沿いの道路に出ている雑木を県土木において切っただいたということでございます。

次に、整備費の財源となります辺地対策事業債の配分状況ですが、28年度は、スキー場と道路・橋梁分合わせて6億3,000万円余りの申請要望を行って行りましたが、これの全額を配分していただける見込みであるとのことでございます。

7月12日に県から第1次配分として4億5,000万円余りの内示があり、その内訳は、スキー場分が4億2,000万円、道路・橋梁分が3,000万円余りということでした。これの内示があったとのことでございます。2次配分につきましては、11月ごろになるとのことでございます。

次に、実施設計の内容ですが、設計書の作成に当たって、県といろいろ協議を行った結果、総合治水条例に基づく調整池を設けること、2つ目に県立自然公園内であるため、センターハウスを環境、景観に配慮した建て方をする事との指導がありました。また、センターハウスの給水設備を新たに設置しなければならないことが判明した。多くは以上の3点によって、基本設計から大きく変更が生じたところでございます。そのため、事業費も2億円余りふえることでした。ふえた事業費の財源につきましては、今後、辺地総合整備計画の変更も含めて協議をしていき、確保に努めていくとのことでございます。

続いて、実施設計の内容、つまりスキー場の整備内容となりますが、これの主なものについて報告をします。

まず、コースについてですが、計画どおりA、B、Cの3コースを設置します。Aコースは、キャンプ場から滑っておりるコースです。またB・Cコースは、暁晴山の山頂のほうから滑っておりるコースで、延長は3コース合わせて2,300メートルぐらいになるとのことでございます。それぞれのコースの難易度ですが、Aコースは初心者向け、Bコースは中級者向け、Cコースは上級者用となっております。

リフトについては、AコースとB・Cコースに設けます。その中で、B・Cコースのものは、暁晴山に登ってもらうために夏場の利用もできるリフトとします。峰山高原の夏場の集客を図っていくとのことでございます。

また、人工降雪機は、Aコースだけに設置します。昨今の暖冬を予想して、人工降雪機のファンタイプを13台、ガンタイプを2台配置します。これによりまして、8日間でAコースの雪がつかれるようになるとのことでございます。また、貯水池の水を冷却して、高い温度でも安定して雪をつくることのできるクーリングタワーも導入することでございます。

また、ナイター用の照明設備は、16基をAコースに配置します。調整池は当初は必要ないということでありましたが、県との協議の中で設けることになったため、今あるグラウンドに設けます。この調整池は、人工雪をつくるための水の貯水池も兼ねます。

センターハウスは、2階建てで、面積は920平方メートルとなっています。大きな窓ガラスを入れて、それに高原の景色が映るようにして、環境、景観に配慮した建て方にするとのことでございます。レイアウトですが、1階はスキー等のレンタルスペース、更衣室、ロッカー室などを配置します。2階部分は主に食堂となります。

また、小さな子供が雪遊びをする場所、キッズランドと呼んでいます。これを今のグラウンドゴルフ場につくります。駐車場は、現状で780台ほど駐車できるので、これらを利用していきます。ただし、駐車料金は徴収することでございます。

以上がスキー場設備の概要でございます。

続いて、今後のスケジュールですが、工事については、辺地債の配分額、見込み額も含めてですが、これの範囲内で順次発注をしていきます。そして、29年12月のオープンを目指していくとのことでございます。

スキー場の管理につきましては指定管理方式としまして、ホテルリラクシアの管理とあわせて行うこととし、10月から11月にかけて指定管理者の公募、審査を行うとのことでございます。その際に、公募条件として賃借料3,000万円を負担をしてもらうことも盛り込むとのことでございます。

また、環境審議会の答申の附帯事項でありました事後調査委員会について、これは工事後に環境への影響があったかどうかを調査する委員会ですが、これは今後設置していきますとのことでございます。

今回、委員会の調査の中で、今回の実施設計書の作成において、県との協議などによって事業費が大きくふえる結果となりました。スキー場の整備は、これまでの経緯の中で、事業費が8億円余り、そして一般財源の持ち出しはしないという共通理解がございましたので、委員会においては、2億円余りの増額分の財源確保の方法、それから辺地債の償還金の交付税に算入されない20%相当分、一般財源となりますが、これの指定管理者からの負担方法、また入札予定価格との絡みがあり、工種ごとの増減の説明は受けられませんでした。設計内容、変更理由について数多くの質疑、また提案もなされました。

これらの質疑なり、その応答の内容につきましては、本日配付しております報告書にまとめておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会の調査報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 峰山高原スキー場整備事業調査特別委員長の報告が終わりました。

ここで、私のほうより報告をさせていただきます。

6月29日、定例会最終日終了後に上野県会議員との意見交換会を開き、私を含め11名の議員が出席しました。県議から郡内における平成28年度県事業計画の進捗状況の報告を受け、意見交換を行いました。

6月30日、県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会総会が市川町就業改善センターで開かれ、藤原裕和産業建設常任委員長ほか委員全員と私が出席しております。議事は、平成27年度の事業報告並びに会計決算、平成28年度の事業計画並びに予算及び平成28年度役員改選についてで、いずれも原案のとおり認定、了承しております。

7月3日、中播磨地区消防操法大会が三木市の兵庫県広域防災センターで開催され、廣納副議長、小林民生福祉常任委員長と私が出席しております。

7月4日から5日、県監査委員協議会臨時総会及び研修会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員、藤原日順監査委員が出席されております。

7月6日、中播衛生施設事務組合議会臨時会が開かれ、小林民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、監査委員の選任についてで、議会選出の監査委員には、姫路市議会の宮下和也議員が選任されております。

7月7日、「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会が市川町文化センターで開催され、私を含め8名の議員が出席しております。

7月12日から13日、県町議会議長会評議員会議が神戸で開催され、私が出席しております。平成29年度兵庫県予算及び施策に関する要望事項について協議しております。引き続き、議長研究会が開催され、「兵庫の地域創生」と題して、兵庫県副知事の荒木一聡氏から講演を受けました。

翌日は、災害時における議会の役割について意見交換を行いました。

同じく7月13日、かみかわ夏まつり第2回運営委員会が開かれ、私が出席しております。

7月15日、神崎郡民主化推進連絡協議会総会が神河町大河内保健福祉センターで開催され、私が出席しております。

7月21日、反核平和の火リレー自治体要請行動が役場本庁舎玄関前で行われ、私が出席しております。

8月1日、神崎郡人権教育研究大会が神河町中央公民館グリンデルホールで開催され、私が出席しております。

8月2日、県町議会議長会主催の議会運営委員研修会が神戸で開催され、山下議会運営委員長ほか委員全員と私が出席しております。

同じく8月2日、平成28年度地域創生戦略会議全体会が開かれ、松山議員に出席し

ていただいております。

8月5日、アジア太平洋フォーラム・淡路会議が「TPPから始まる大競争時代のアジア太平洋」と題して淡路夢舞台国際会議場で開催され、私が出席しております。

8月6日、第11回かみかわ夏まつりの準備作業に、藤森議員、藤原資広議員、三谷議員の3名に出席していただいております。

8月21日、大阪医科大学との連携事業として8月18日から4日間の日程で実施された地域医療体験研修の発表会が公立神崎総合病院で開催され、廣納副議長、松山議員と私が出席しております。

8月26日、社会福祉法人中播福社会の障害者支援施設「香翠寮」の納涼盆踊り大会が開催され、私が参加しております。

8月27日、日本3B体操協会創立45周年記念全国大会、兵庫西支部こども3Bのつどいイン神河大会が神崎小学校体育館で開催され、私が参加しております。

8月29日、神崎郡議長会が開かれ、私が出席しております。平成28年度町村議会議長全国大会、神崎郡町議会議員研究会等事業計画の詳細についてを協議しております。

8月31日、中播衛生施設事務組合議会定例会第1日目が開かれ、小林民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、平成27年度中播衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算認定について提案説明がありました。採決は、第2日目の10月11日に行う予定です。

なお、各事務組合の議案等につきましては、議員控室に閲覧できるようにしておりますので、必要の都度ごらんいただきたいと思います。

9月4日、第31回神崎郡町対抗卓球大会がB&G海洋センター体育館で開催され、私が出席しております。

同じく9月4日、第11回神河町美術展表彰式が神崎公民館大ホールで開催され、私が出席しております。

閉会中に陳情書1件を受理しております。対応については、議会運営委員長から報告があったとおりです。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、7月13日に第47号を発行し、7月25日に各区長様に配布しております。

以上で閉会中の重立った事項について報告を終わります。

以上で全ての報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

午前10時29分休憩

午前10時50分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程に入る前に、先ほどの公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長の報告の中

で若干訂正があるとの申し出がありましたので、ここで許可いたします。

藤森委員長。

○公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会委員長（藤森 正晴君） 6番、藤森です。先ほど公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の報告の中で、北館改築の今後の予定として平成30年度、31年度から建築工事の工程であるという報告をしましたが、29年、30年度の誤りでありますので、訂正をし、報告といたします。失礼しました。

○議長（安部 重助君） これより議案の審議に入ります。

---

#### 日程第4 報告第3号から報告第7号

○議長（安部 重助君） 日程第4、報告第3号から報告第7号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を一括議題とします。

上程5報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第3号から第7号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。

町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、2月13日に発生した公用車の対人事故分について、示談が成立したものを専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、報告第3号から報告第7号につきまして、同一の事故によります損害賠償の額の決定及びその和解についての専決処分の報告でございますので、一括して御説明を申し上げます。

事故発生日は平成28年2月13日土曜日午後4時0分ごろでございます。事故発生場所は神河町南小田1384番2地先でございます。事故概要は、長期山村留学業務を受託いたしております公益財団法人育てる会の職員2名が児童5名、大学生ボランティア1名を町が保有する公用車で引率中、運転を誤り、ガードレールを倒して道路下の田に転落したものでございます。

なお、大変御心配をおかけしました本件につきましては、直後に保護者の皆様への御説明、おわびを申し上げ、御理解をいただき、また議員全員協議会でも御説明申し上げ

たところでございます。

事故の責任割合についてでございますが、運転誤りで発生をいたしておりますので、町の全面的過失で、同乗の6名中5名の示談が成立をいたしております。

まず、報告第3号につきましては、相手方は大阪府羽曳野市在住の地域交流センター留学の男子児童で、損害賠償額は5万6,820円で、示談成立日が平成28年4月20日、賠償金支払い日が平成28年5月31日でございます。

次に、報告第4号でございます。相手方は、兵庫県姫路市在住の大学生ボランティアの男性で、損害賠償額は9万9,050円で、示談成立日が平成28年4月22日、賠償金支払い日が平成28年5月31日でございます。

次に、報告第5号でございます。相手方は、兵庫県神戸市在住の地域交流センター留学の女子児童で、損害賠償額は3万5,760円で、示談成立日が平成28年4月26日、賠償金支払い日が平成28年5月31日でございます。

次に、報告第6号でございます。相手方は、大阪府大阪市在住の地域交流センター留学の男子児童で、損害賠償額は10万9,080円で、示談成立日が平成28年5月2日、賠償金支払い日が平成28年5月31日でございます。

次に、報告第7号でございます。相手方は、大阪府寝屋川市在住の地域交流センター留学の男子児童で、損害賠償額は9万9,280円で、示談成立日が平成28年5月2日、賠償金支払い日が平成28年5月31日でございます。

以上、報告第3号から報告第7号までの損害賠償金につきましては、全てその同額を町有自動車損害保険受入金といたしまして収入済みであることを御報告させていただきます。

なお、残り1名の男子児童につきましては、現在、ほぼふだんどおりの生活に戻っておりますが、いましばらく経過を見守りたいということで、月1回程度の通院をいたしておるといった状況でございます。また、同乗の育てる会職員1名が労災の全部適用とならなかったことから、その不適用部分につきましては、損害賠償が新たに発生をいたしておりますが、過日、9月、この定例会に議案を送致させていただいた後に示談が成立をしたということで伺っておりますので、速やかに提案をさせていただきたく思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、これまでも役場全体で安全運転の徹底に取り組んでまいりました。現在も取り組んでおりますが、引き続き安全対策の強化と事故の再発防止に向け、先日の総務文教委員会でも議員各位からいろいろと御指導、御教示もいただきましたように、命の大切さをしっかりと認識をさせていただきながら、今後とも取り組んでまいりますことをお誓い申し上げますとともに、この件に関しましての全ての解決までには、いましばらくお時間をいただくと思いますので、どうぞ御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

5 報告に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

藤原日順議員。

○議員（2 番 藤原 日順君） 2 番、藤原でございます。今の報告第 3 号から第 7 号までなんですが、その示談の成立日が 4 月 20 日、22 日、26 日、それから 5 月 2 日ということで、同日付で専決処分がなされた。賠償金の支払いは 5 月の末に支払いが完了してるということなんですけども、ですから、6 月の定例会で報告でなくて、9 月まで延びたというのは、まだ 1 人示談が成立しないということが理由なのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。藤原日順議員から御質問いただきましたその内容について、総務常任委員会の中でもお答えをさせていただいたところでございますが、私どもといたしまして、一連の事故というところで、この全ての解決、示談が成立した時点で報告をさせていただきたいというふうに思っておりました。しかしながら、現時点でまだ 1 名の通院加療が続いているということでございます。あわせまして委員会の中でも御教示、御指導をいただきましたとおり、本当に命の大切さというものをしっかりと認識をさせていただく必要があるというところから考えますと、今後につきましては、このようなケースが発生したといたしましても、随時専決処分の御報告をさせていただくべきなのかなというふうには感じているところでございます。どうぞ御理解をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5 番 藤原 資広君） 5 番、藤原です。和解された 5 人の件なんですけども、それとまた 9 月 2 日ですかね、最終の方も示談されたということなんですけども、けがの内容を教えていただけないでしょうか。例えばすったとか打撲したとか、いろいろあると思うんですけども、その内容を教えていただけないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域交流センター所長。（「順番に言うてくださいね」と呼ぶ者あり）はい。

○教育課参事兼地域交流センター所長（児島 浩一君） 地域交流センターの所長の児島です。1 名につきましては……。報告第 3 号の男子の留学生でございます。頭部打撲でございます。頭部 CT の撮影をしております。頭部出血等は認められないということで、その翌日から平素の生活に戻っております。

次に、報告第 4 号の大学生のボランティアでございます。この方も頭部打撲でございます。この方も翌日から平素の生活に戻っております。

次に、報告第 5 号の方でございます。留学生の女子児童でございます。頸椎打撲でございます。首のレントゲンをした結果、異常は認められませんでした。この方も翌日か

ら平素の生活に戻っておられます。

報告第6号の男子児童でございます。右手首打撲、それと左手首の打撲をしております。レントゲンをした結果、異常は認められませんでしたので、この方も翌日から平素の生活に戻っておられます。

報告第7号の方でございます。男子留学生でございます。頭部打撲で、CTの撮影をしております。この方も頭部の出血等は認められませんでした。頭痛、めまいとかがありましたが、翌日から学校に行っております。

次に、もう1件の方でございます。まだ和解の成立のしておられない児童でございます。この方も頭部打撲と頸椎損傷ということでございますが、まだ保護者の希望において通院をされておりますが、ここ4月から5月、6月、7月、8月、9月と私どもから保護者の方に連絡をとりまして、子供さんの様子とかをお聞きした結果、大分よくなっていると、順調であるということでもあります。聞くところによりますと、今月、また10月には役場に参加している保険の担当者との中で、通院は終えて示談になるようになりますというようにお聞きしておるところであります。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。最後の方については中間払いはあったんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。これまでの支払い状況につきましては、現在8月末時点で5回の治療費についてお支払いをいたしております。金額につきましては、しばらくお待ちください。申し上げます。計34万2,893円でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。最初の総務課長の説明の中で、労災の対象にならない部分があるというお話がありました。これについては、今回の議題とは直接関係ないかもしれませんが、また今後議案として議会に報告されるかとは思いますが、差し支えがなければその内容について教えていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。労災の全部適用とならなかった不適用部分のお話でございますが、入院・通院費等の経費というふうに伺っておりますが、手元のほうにまだ書類を持ち合わせておりませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 報告はできないということですか。後からするんですか。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。この方の部分につきましても



示談が成立をしたというところで御報告をいただいておりますので、速やかにできましたら今9月定例会中に追加提案として承認案件として提案させていただきたく思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかにないようでございますので、質疑を終結します。

報告第3号から報告第7号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどをお願いいたします。

---

#### 日程第5 報告第8号

○議長（安部 重助君） 日程第5、報告第8号、平成27年度（第18期）株式会社神崎フード経営状況報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第8号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、第18期株式会社神崎フードの経営状況報告の件でありまして、地方自治法243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

さて、第18期の経営状況ですが、売上額は3年連続で増加し、過去最高の13億4,091万円となりました。前年度は12億6,024万円でありましたので、6.4%増の8,067万円の増加となりました。税引き後の純利益では2,557万円の黒字となりまして、前年度の2,792万円の黒字に引き続き、3年連続の黒字となりました。

これは売り上げが2.8%伸びたことと原料の米の価格が値下がりしたことが要因でありまして、売り上げは、提携先のエスアールジャパンが26%の増加、イオン・フード・サプライも13.8%の増加、マックスバリュも4.7%の増加となりましたが、マルアイや銀ビルストアー、エコープ近畿が2%から5%の減少となっております。

また、電気代やプロパンガス代、包装資材等の経費が高いものの、米の仕入れ価格が1キロ当たり年間の平均金額で212.4円となりまして、前年度と比べて32.4円安くなったのが大きかったと思っています。

今後は、一層生産性の向上や新規取引先の開拓強化などに努めていくとともに、神河町産の米の使用の可能性を調査する中で、5つ星ひょうごの認定を受けました銀の馬車道弁当や神河弁当の販売増加を目指し、神河町の農産物を使った新たな商品づくりも検討しているところであります。

昨年度に引き続き法人税を1,232万円納めることになり、雇用だけでなく納税面におきましても、町に少しは貢献できる会社になったと思っております。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、地域振興課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願い

いたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。それでは、報告第8号の内容につきまして御説明申し上げます。

平成28年5月23日に開催されました第18期定時株主総会で承認されました株式会社神崎フードの決算報告書の詳細につきまして御報告申し上げます。

表紙の次の2ページ目をお願いいたします。平成28年3月31日現在の会社の状況でございますが、株主は、神河町とエスアールジャパン株式会社と兵庫西農業協同組合の三者でございます。町の持ち分は830株の4,150万円で、49.7%の筆頭株主でございます。27年度取締役と監査役は、26年度と同様のメンバーでございます。従業員数は、役員、社員、パートを合わせまして70人おまして、うち町民は52.9%となっております。

なお、お盆やゴールデンウィーク、年末年始、節分等の繁忙期においては、アルバイトや派遣労働者を40人ほど雇用して乗り切っている状況でございます。

3ページをごらんください。営業報告を記載しております。総売上金額は13億4,091万4,000円で、前期と比べまして8,066万8,610円増加しました。主な取引先の売り上げにつきましては、エスアールジャパンが5,513万8,060円の増、マックスバリュ西日本が950万9,554円の増、イオンフードサプライが2,848万3,631円の増、山陽マルナカが669万7,274円の増となっております。特にイオングループの売り上げが5億5,038万3,592円で、41%を占めております。マルアイにつきましては、巻きずし、いなりずしが他社にとられたことにより309万7,219円の減、銀ビルストアーが202万4,617円の減、エコーブ近畿が106万3,453円の減となっております。新規取引先の開拓はなかなか進まず、2件だけとなっております。

営業面での課題としましては、配送経費が合わない納品先がふえてきていますので、納品価格の値上げ、取り扱いアイテムの増加等を提案して、取引継続を含めまして検討を要します。

お弁当の取り組みといたしまして、神河弁当が4,541個、銀の馬車道弁当が2,169個の販売と、前年と比べまして売り上げが大きく伸びております。

次の4ページには、取引先別の売り上げ表をつけておりますので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。

次に、5ページをお願いいたします。貸借対照表でございますが、左側の資産の部の合計欄のみを説明させていただきますが、流動資産の合計で2億6,364万5,305円となっております。金額の大きなものは、現金・預金で1億666万5,443円、売掛金で1億4,445万3,123円、原材料等の棚卸資産で1,094万8,298円、未収入

金で214万5,303円となっております。

特に固定資産合計で4,295万4,979円となっております。内訳は、建物、附属設備、工具、器具、備品等の有形固定資産で2,437万58円、ソフトウェア等の無形固定資産で484万4,568円、投資有価証券等のその他の資産で1,374万353円となっております。資産の部の合計で3億660万284円となっております。

次に、右側の負債の部でございます。買掛金、短期借入金等の流動負債で1億9,569万6,723円となっております。買掛金で1億1,295万8,534円、短期借入金333万6,000円、未払い金4,103万7,792円、未払い費用1,782万3,424円等となっております。

固定負債では、長期借入金で1,832万4,000円で、負債の部合計では2億1,402万723円となりました。

次に、純資産の部では、資本金は8,350万円で、利益剰余金907万9,561円となり、純資産の部合計で9,257万9,561円となりました。負債・純資産の部の合計は3億660万284円となりました。

次に、6ページをお願いいたします。損益計算書を御説明申し上げます。

売上高は13億4,091万4,649円でございますが、この内訳は、おはぎや赤飯、生米等の物販売り上げが5,077万3,032円、大黒茶屋の売り上げは、弁当、麺、お土産、喫茶売り上げで1,685万5,065円となりました。

次に、売上原価ですが、期首棚卸し高が18万3,083円、物販仕入れ高が4,356万2,267円、大黒茶屋商品仕入れ高が577万2,917円、マックスバリュ等の集配センター利用手数料等の販売手数料が3,882万6,829円で、合計8,816万2,013円となっております。

当期製品製造原価は10億1,425万5,879円ですが、内訳は、8ページをごらんください。8ページのほうをお願いいたします。材料費で6億9,688万923円、労務費で1億9,180万1,788円、当期経費で1億2,543万199円となりまして、当期総製造費用は10億1,411万2,910円となり、それに棚卸し高を差し引きまして10億1,425万5,879円となっております。

6ページのほうへお戻りください。期末棚卸し高22万8,477円を差し引きまして、売上原価の合計が11億237万2,498円となっております。売り上げから原価を差し引きました売り上げ総利益、いわゆる粗利は2億3,854万2,151円となりました。

次に、販売費及び一般管理費ですが、合計金額が2億262万1,258円となっております。内訳は7ページに記載しております。7ページをお願いいたします。金額の高いものでは、販売員の給与2,479万8,676円、事務員給料1,176万6,308円、発送・配達費の6,958万5,253円、支払い手数料の765万4,790円で、大黒茶屋労務費は製造原価に計上しておりますので、ゼロとしております。雑給の716万7,635円、賞与の1,086万500円、法定福利費の717万9,426円、役員3人の

報酬で2,597万5,000円、減価償却費の851万7,803円、リース料の504万9,600円、保険料442万2,473円となっております。

6ページにお戻りください。売り上げ総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は3,592万893円となりました。ハローワークを通じた雇用に係る補助金や雑収入等の営業外収益で595万9,321円、支払い利息割引等の営業外費用で72万9,757円となりまして、営業外を差し引きました経常利益は4,115万457円となっております。特別利益はなく、特別損失として特別償却324万5,040円を引き、法人税、住民税及び事業税の1,232万9,108円を引きまして、当期純利益は2,557万6,309円となっております。

次に、9ページをお願いいたします。第19期の営業計画書をつけております。売上予算は、売上高13億4,685万円で、0.4%程度の増加を目指しております。マルアイの動向が悪いことや取引終了が4件あることなどで、前年並みの予算としております。エスアールジャパンやさとう、マックスバリュ西日本等の主要取引先への売り込みを強化し、マルアイにつきましては、サラダ巻きやおむすびの提案によりアイテムシェアを獲得していく計画でございます。

課題としましては、提案商品がマンネリ化し、安価なものは多くなっていますので、季節の商材を使ったフードオリジナルの商品の提案をふやしていき、納品価格のアップを狙っていく予定でございます。配送経費割合が高過ぎる取引先との取引内容も精査する必要がございます。

懸念材料としましては、マルアイが総菜センターの建設を検討し、さとうの三田で製造センターが稼働し始め、マックスバリュが総菜センター建設の計画を持っていることなどがございます。また、ことしの経営状況では、原材料の米が1キロ当たり16円程度値上がりしておりまして、昨年度と比べますと利益が下がっております。今後まだ10円以上上がると見込んでおります。

なお、町産米の活用としまして日本晴を2ヘクタール作付しておりますので、ことしの収穫後に品質と味覚の確認をしまして、新たな商品づくりをしていく予定で地域と連携した会社経営を目指していく予定でございます。

10ページには、取引先と売り上げ見込みをつけておりますので、ごらんください。今後、厳しい経営状況であることは確かでございますが、従業員一同力を合わせまして神崎フードの経営に取り組みますので、スーパー等で商品を見られましたら、ぜひフード商品をお買いいただければありがたく思います。

以上で報告第8号、平成27年度（第18期）株式会社神崎フード経営状況報告を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。担当委員会で資料請求をしたんですけども、対応していただけなかったんで、今回しか質問することができませんので、8点ばかり質問をしていきたいと思います。

まず1点目です。5ページの貸借対照表の左の下のほうに、投資有価証券の欄があるんですけども、そこに金額が記されてますけども、恐らくバーター取引で取得された有価証券だと思うんですけども、その内訳を教えてくださいたいことがまず1点です。

2点目です。同じ5ページの長期借入金、1年以内と、もう一つある長期借入金も含めてなんですけども、2つで大体2,200万ぐらいの長期借り入れでされてるということなんですけども、以前は運転資金として大体3,000万ぐらい持っておかないとやりくりしにくかったんですけども、近年の経営改善によって大体2,000万程度で運営できるような状態まで改善してきているのかという点。

それから3点目です。同じく5ページの繰越利益剰余金の欄なんですけども、今回初めて黒字ということなんですけども、まだ資本金から比べますと10.9%ぐらいの剰余金にしかなくなっておりません。今後、継続的に黒字経営できるのか。また、先ほどもありましたように、米価の変動幅も考慮しても、いわゆる黒字で営業できる体質に改善されているのかどうかをお尋ねをします。

それから4点目です。6ページの損益計算書の中で、大黒茶屋のことは何ぼか上がってきてるんですけども、昨年もしやりましたとおり、大黒茶屋の職員さんは開設当初から頑張っていたいて黒字経営で努力されてますので、その実態を教えてくださいたいということで、ちょっとわかるような資料で説明をお願いをいたしたいと思います。

それから5点目です。7ページ、8ページに販売費及び一般管理費の計算内訳と、それから製造原価計算書があるんですけども、従業員70名分の人件費がその中に含まれていると思います。役員、社員、パートということで構成比もあるんですけども、そのお金がどれがどうなるとるかよくわからないんで、役員分は何ぼ、社員分は何ぼ、パート分は何ぼの人件費がかかっているかを教えてくださいたいと思います。

それから6点目です。先ほど町長の説明があったんですけども、前年と比べて32.4円、大体15.3%ほど米価が下がっているということなんですけども、18期では何トン仕入れられたのかということと、あと米の品種、コシヒカリなのか朝日米なのか、ちょっとわかりませんが、その品種ごとでどのくらい仕入れられているのかを教えてくださいたいと思います。

それから7点目です。9ページに19期の営業計画で課題の欄があるんですけども、19期の取り組み姿勢が記されてるわけなんですけども、記載されている内容を見ますと、営業戦略の基本中の基本の部分を書いてあると思うんですけども、今ごろになって何でこの点が課題として上がってきているのか、その真意を教えてくださいたいと思います。

それから最後に、開設当初から银杏屋さんやら、系列会社である今のエスアールジャパンさんに主体的に運営をお願いしているところなんですけども、構成比のところの欄

に書いてあるんですけども、エスアールジャパンへの納品数量の落ち込みが経営に大きく影響を与えてると記載されてるんですけども、営業報告とも合致してるかどうかわからないんですけども、これはどういうことを意味してるのか、それを教えていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。まず1点目の有価証券につきましてでございます。これにつきましては、エスアールジャパンへの出資金でございます。

それと、2番目の長期借入金です。これは3,000万円借り入れた分の残金でございます。

それと、900万円ぐらい繰越金があります。これについて黒字経営はできるのかということだと思います。今のところ役員会のほうでも話ししております。収益は上がってるんですけども、コストが米価の変動が非常に大きくて収益も上がってないというところもございますので、18期は黒字であったんですけども、この19期がこのままでいくと黒字になるかどうかというところもございますので、経営全体を見直しながら黒字経営に備えていきたいと考えております。

それと、大黒茶屋の件ですけども、現在、正規職員1人、それと時間帯によりまして2名の臨時雇用というんですか、女性の方2名程度を雇用しております。一番忙しいときに2名の臨時職員の方で対応しているような状況でございます。

それともう一つ、販売費及び一般管理費で、販売員の給料につきましては社員7人分の給料でございます。それと、事務員給料につきましては社員3名分でございます。それで、役員報酬につきましては、濱本社長と佐想専務、それと藤井常務の3人分の役員報酬でございます。

米、この18期で何トン、総トン数なんですけども、トン数と品種でしたね、米の種類、これにつきましては後ほどさせていただきます。手持ちに資料がございませんので、ちょっと調べさせていただきます。

この19期につきましては、今も売り上げが落ちているところのマルアイさん等もでございます。営業のほうも力入れてやっておるんですけども、新しく商品を開発するなり、それから単価的なものもございますけども、いろんな意味合いで、もっと拡大していくために役員、そして従業員一丸となって考えていきたいと考えております。

その最後のエスアールジャパンへの落ち込みにつきましても、後ほどちょっと返答させていただきます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 藤原です。1点目のこれ多分バター取引だと思うんですけども、その理解でよろしいんですね。

ということと、それと大黒茶屋の件なんですけども、長年ずっとあそこの店長も頑張ってくれてますので、実態の収支状況がわかるように何か資料をつくっていただければと思います。

それと、人件費のほうなんですけども、やはり役員さん、社員、パート、その2つの欄にがっちゃんこ載ってますので、それぞれどちらが何ぼになってるかようわからないんで、役員さんで何ぼの人件費を計上してます、それから社員で何ぼ上げてます、パートさんは何ぼですということをちょっと教えていただきたいんですけども、いわゆる70名の中で并勘定みたいな感じになってますので、ちょっと中がわかりにくいんで、それを教えていただければなと思うんです。以上です。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） その件につきましては、ちょっとだけ時間をいただきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。ちょっと2点ばかり確認をさせていただきたいというように思います。

まず、1点目が損益計算書6ページの売上原価に含まれる販売手数料なんですけども、前もお聞きして、今回説明を受けたんですけども、どうもちょっと販売手数料が売上原価に入るといのがやっぱりどうしてもおかしい感覚を受けますので、この売上原価に含まれる販売手数料について、もう一度詳しい説明をいただきたいというのがまず1点。

それと、あと7ページに棚卸資産の計算内訳ということで、各棚卸資産についての明細がございます。半製品の170万8,920円につきましては、8ページの製造原価報告書の下から3番目の期末仕掛け品棚卸し額の170万8,000円、これと一致する。これはわかります。

それで、問題は、原材料の890万9,311円が今度原価報告書になると880万2,889円ということで、期末材料棚卸し額が。10万余り差が出てくると。ですから、この分で原材料の中に製造原価というか、売上原価の期末棚卸し高に含まれる10万円ほどが入ってきて、それと商品の12万を加えて先ほどの22万8,477円という損益計算書の期末棚卸し高と一致するのかなと思うんですけども、ちょっとその辺の2点を確認させていただきたいというように思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。販売手数料の件でございます。センターフィーといいまして、マックス等のスーパーが所有する数カ所の配送センターに商品を輸送しますと、センターの車で各販売店のほうへ商品を搬送してもらうと。その搬送手数料がセンターフィーといいまして、売り上げの何%かを支払うというようなシステムになっております。これでざっとマックスバリュさんでは大体6.5

%程度かなということで、御理解のほうをお願いします。

それと、今の棚卸資産の計算の内訳の中で原材料と製造原価報告書の中の数字がちょっと違うということにつきましては、ちょっと確認させてください。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

報告第8号については、後ほどまた資料等の請求がございましたので、それによって説明をしていただきます。

以上のとおりでございます。どうぞよろしく御了承のほどお願いいたします。

---

#### 日程第6 報告第9号

○議長（安部 重助君） 日程第6、報告第9号、平成27年度（第20期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第9号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、第20期株式会社グリーンエコーの経営状況報告の件でありまして、地方自治法243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

さて、第20期の経営状況ですが、我が国の経済状況は、政府主導の金融緩和、財政政策、成長戦略の「三本の矢」から成る経済政策が一体的に推進されたことにより、緩やかな回復基調が徐々に見られるようになっております。

ただし、平成26年4月の消費税の引き上げ、さらには中国経済の低迷やユーロ圏・中東地域の政治不安等により、いまだデフレからの脱却及び経済の再生が実現したとまではいかない1年であったと言えます。

このような状況の中、営業活動、施設改修、レストランの新メニュー、グラウンドゴルフ場をオープンするなどの増収策を講じてまいりました。その結果、年間の入り込み客は18万2,700人と昨年比で1万人の増となり、施設利用収入は7,505万6,000円、前年比647万9,000円、飲食業務等収入は8,809万6,000円と前年比262万円の増収となり、全体の営業収益は1億7,775万7,000円、前年比903万7,000円、率にして5.1%の増収となっております。

支出におきましては、水道光熱費が節減による127万4,000円の減など504万3,000円の増加にとまり、当期純利益は241万2,000円と3期ぶりの黒字となりましたが、繰越損失の一掃にはあと一步でございました。

今後も、本年3月に策定されました神河町観光施設保全活用整備計画に基づき、当施設の特徴や改善点を再認識した上で、お客様本位の魅力的な施設として再生すべく、さまざまな取り組みを行ってまいります。



以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 観光振興特命参事の山下です。

それでは、株式会社グリーンエコーの第20期経営状況につきまして御報告申し上げます。

なお、初めにおわび申し上げます。3ページ、4ページのところはダブって印刷されております。大変申しわけございません。あらかじめ御了承ください。

事業報告の1ページをごらんください。政府主導の金融緩和、財政政策、成長戦略の「三本の矢」から成る経済政策が一体的に推進されたことにより、穏やかな回復基調が徐々に見られるようになり、営業活動、施設改修、レストランの新メニュー、グラウンドゴルフ場をオープンするなどの増収策を講じてまいりました。その結果、年間の入り込み客も18万2,744人と昨年対比で1万127人の増となりました。

2ページには、部門別の営業収益、3ページには利用人数を記載しております。20期の憩いの村の営業収益は1億7,775万7,000円、対前年903万7,000円、5.1%の増となっております。内訳としましては、施設利用収入が7,505万6,000円、対前年647万9,000円の8.6%の増、飲食業務等収入は8,809万6,000円、対前年262万円、3%の増、その他収入は460万5,000円、対前年6万3,000円、1.4%の減となりました。

利用者の状況で主なものは、宿泊施設利用者は1万3,668人、前年比1,612人、13%の増、響の湯の入浴者は2万3,795人、前年比2,877人、14%増、体育施設利用者は、グラウンドゴルフ及び体育館利用者の増加により2万1,435人、前年比2,864人の15%増、全体では延べ18万2,744人の前年比1万127人、6%の増加となりました。

4ページには、第17期から第20期までの収支表を記載しております。

また、平成27年度の状況を振り返った中での経営課題を記載しております。1つ目は、神河町観光施設保全活用整備計画に基づき、当施設の特徴や改善点を再認識した上で、お客様本意の魅力的な施設を再生するべく、さまざまな取り組みを行っていきます。2つ目は、春の高校オリエンテーションの誘致活動、それから合宿セールスの強化に取り組めます。3つ目は、インターネットの宿泊利用者の強化、ホームページのリニューアル、SNSの活用に取り組めます。4つ目は、町内施設との相互連携で集客増進に取り組めます。

以上のような取り組みで黒字経営を目指してまいります。

3ページ中段から5ページには、会社の概要を記載しております。株主の変更はあり

ません。

6 ページは、定例監査結果の報告です。

続きまして、7 ページの貸借対照表の説明をさせていただきます。左の資産の部ですが、流動資産が1,913万4,336円、主なものといたしましては、現金・預金の1,725万4,558円、次に、売掛金の162万2,617円でございます。次に、固定資産が393万9,145円で、うち建物の有形固定資産が382万955円でございます。次に、電話加入権の無形固定資産が2万4,000円、投資その他の資産で9万4,190円、繰延資産としてグラウンドゴルフ建設負担金として746万5,405円となりまして、資産合計は3,053万8,885円となっております。

次に、右の欄の負債の部では、流動負債が1,236万1,539円で、主なものといたしましては、1,204万2,059円の未払い金がございます、その中でも株式会社ホープへ615万8,000円、町へは418万1,000円等の未払い金となっております、固定負債はゼロでございます。

純資産の部では、資本金が2,000万円、利益剰余金が182万2,654円の減となっております、純資産の部合計は1,817万7,346円で、負債・純資産の部の合計額は3,053万8,885円となっております。

次に、8 ページの損益計算書でございます。営業収益の合計額は税抜きで1億7,775万7,322円でございます。内訳としましては、施設利用収入が7,486万2,059円、飲食業務等収入が8,809万5,462円、その他収入が479万9,793円、公益性確保委託料、これは指定管理料のことでございますが、1,000万8円となっております。販売及び一般管理費の合計は1億7,516万7,364円となっております、主なものといたしましては、人件費の667万8,815円と水道光熱費の1,980万7,446円と諸手数料の1億3,730万5,981円となっております。この結果、差し引き営業利益は258万9,958円と、3期ぶりの黒字となりました。

そして、営業外収益は1万1,013円、営業外費用は1,855円となっております。経常利益、税引き前当期利益ともに259万9,116円の黒字で、法人税等18万6,657円を差し引いた当期純利益も241万2,459円の黒字となりました。

なお、28年度の事業計画を別資料でつけていますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、報告第9号の平成27年度の株式会社グリーンエコーの経営状況について御報告を終わらせていただきます。よろしく御審議ください。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。8ページに諸手数料があるんですけど、8割方出てる分ね、諸手数料。その内訳を教えてくださいのと、もう1

点なんですけども、町といたしましてスキー場の建設ということで新たな顧客の呼び込みをされてる中で、当然宿泊施設の確保も必要になってこようかと思えます。その中で、グリーンエコーの開村当時から古いコテージ、それからホワイトコテージ、多分恐らく泊まるにされてもちょっと大分時代おくれの感覚があるんですけども、次年度以降、いわゆるスキー場も絡めて入り込み客数の増をもくろんだ改修計画があるのかどうか、その2点をお伺いいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。8ページのこれにつきましては、ほとんどが運営委託費でございます、ホープさんとの覚書による部分でございます。その部分で、詳細は手元にはあるのですが、事細かく分かれてまして、また資料については出していきたいと思えます。本当にすごい細かな内容がいっぱい書かれていますので、その中の内訳については資料として御提供したいというふうに思えます。

それから、先ほどもう1点のスキー場に絡めてのお話なんですけれども、当然宿泊施設については不足してくるかと思えます。しかしながら、観光保全の計画の中で、今年10月から11月にかけて新しい指定管理者を公募します。その中で、このグリーンエコーにつきましては、今まで実態としてはホープさんが管理運営をしていただいて、形として株式会社グリーンエコーとなっていますけれども、今後は一応公募で競争にはなるわけなんですけれども、もしやっていたら、ホープさんが前面に立っていただきたいという、要は指定管理者は株式会社ホープさんというふうになろうかと思えますが、この指定管理者の中の考え方によって要は変わってこようかと思えます。

新たな投資ということになりますので、そこら辺については指定管理者が今後どういうふうにしていきたいのかという部分もあります。そこら辺で、今この状況においてスキー場をやることによって、宿泊施設が不足する部分を補う部分で今後改修していく用意があるのかという多分御趣旨の質問だと思いますけれども、その部分については相当検討しなければならない。老朽化している部分も非常にあります。現場のほうからは、逆に老朽化している部分は例えば撤去してほしいという、そういう声もありますし、それからまだ比較的使える部分については、もう少し補強してほしいというお話もありますので、そこら辺の見きわめを、短期間ではございますが十分に見きわめて、今後新しくなれる指定管理者と十分協議していきたいと思えます。

なお、その部分について次年度の当初予算に反映するかどうかは、なかなか今すぐにはこの場ではっきりとは申し上げにくい部分がありますけれども、十分な調査、検討はしていきたいというふうに思えます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

報告第9号については、また後ほど資料の提供をお願いいたしまして、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程に入る前に、午前中の報告第8号についての説明の中で若干不足しておりましたので、ここで許可をいたします。

地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。午前中の分でお答えできなかった件につきまして回答させていただきます。

藤原資広議員さんの質問で、有価証券の件でございます。その件につきましては、エスアールジャパン、そしてフードとも1,000万ずつ交互に出資しておる状況でございます。

それと、大黒茶屋の実態がわかる資料につきましてでございますが、これはまた後日添付させていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

それと、販売員の人件費等につきましてでございますが、これはちょっと中身的に非常に難しいところもございますので、わかり次第また御報告させていただきたいと思えます。

それと、第18期の米の仕入れトン数と品種についてでございます。すしに使う米につきましては、アケボノ、朝日という岡山産の米でございます。それが756トン、それと弁当用のコシヒカリが8トン、合計で764トンとなります。

それと、9ページの第19期の営業計画の中の真ん中ぐらいにあります構成比のところで、その終わりぐらい、株式会社マルアイ、エスアールジャパン株式会社への納品数量の落ち込みが大きく影響しているという、この表現がちょっとおかしいのではないかと御質問だと思います。確かに10ページのところを見ていただきますと、エスアールジャパンにつきましては18期よりも560万弱ほどふえている、そして6つ下ぐらいのマルアイにつきましては1,270万ほどのマイナスになっていると。この実態を見ると、この表現がちょっとおかしいのではないかなということなんですけども、確かにこの金額とこの表現がちょっと曖昧なところもありますので、今後このことについてはちょっと考えていながら、今後に生かしていきたいと考えております。

もう一つ、日順議員さんのほうで、棚卸しの資産の計算内訳の中で原材料が890万9,311円、それが8ページの製造原価報告書のところでいきますと880万2,889円となっていると、この差は何ですかということでございます。これにつきましては、この棚卸資産の原材料で、この製造原価との差額の分と、この上の商品の12万2,055

円、この足した分が損益計算書の22万8,477円という数字のほうへ出てきます。この棚卸資産の原材料につきましては、商品としての分と、それからほんまの原材料の分とということが両方入ってますので、そのほんまの原材料の分につきましては製造原価のほうへ入ります、商品の分についてはこちらへ入りますということで、その区別ができてなかったもんでちょっと差額が出てます。以上です。

○議長（安部 重助君） 確認どうぞ。

○議員（2番 藤原 日順君） ですから、言葉を言いかえますと、890万9,311円のうち880万2,889円は加工に回る原料もしくは材料であって、その差額の10万6,422円についてはそのまんま商品としてもう売れる商品だから、その分の10万6,422円と上の商品の12万2,055円を加えた22万8,477円が、売上原価の中の期末棚卸し高の22万8,477円と一致するというので理解してよろしいんですね。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） ありがとうございます。そのとおりです。

○議員（2番 藤原 日順君） わかりました。

○議長（安部 重助君） それでは、質疑を終結しておりますので、次に移らせていただきます。

次に、報告第9号の中でも同じく説明が不足しておりましたので、ここで求めます。  
地域振興課観光特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。お手元にお配りしております資料、諸手数料をごらんください。ただし、諸手数料の2段目の1億3,609万6,182円と損益計算書には若干の差異があろうかと思えます。この差異につきましては、エージェント等の手数料の部分でございます。

そして、その重立ったものが、これはホープ側の計算書に、決算の資料になります。要は、136096182の中身につきましては、売上原価が3441491408、それを引いたものが一番頭の営業収益になります。それから、その96908786につきましては、その以下の営業利益の部分までの経費の内容を計上いたしております。そして実質営業利益については、101604774からこの96908786を引いたものです。これを何かといいますと、株式会社グリーンエコーと、それから株式会社ホープの間で運営委託覚書というのがございまして、売り上げの1.5%をインセンティブとしていただくという条件になっておりますので、その中の範囲内で行われている会計処理でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 以上で報告を終わります。

それでは、日程に戻ります。

---

## 日程第7 報告第10号

○議長（安部 重助君） 日程第7、報告第10号、健全化判断比率及び資金不足比率の

報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第10号の報告理由並びに内容を御説明申し上げます。

本報告は、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。普通会計及び特別会計と公営企業会計それぞれに赤字はなく、これら会計を連結しての赤字もないので該当ございません。実質公債費比率は15.6%、将来負担比率は35.6%で、いずれも早期健全化基準未達の比率であります。また、公営企業会計に係る資金不足比率は、資金不足が生じていないので該当ありません。

以上、報告理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、詳細説明をいたします。表紙をめくっていただきまして、健全化判断比率及び資金不足比率の報告書をお開きください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ町長の説明にありましたように赤字ではございませんので、該当なしということでハイフン表示をいたしております。

次に、実質公債費比率につきましては15.6%で、平成26年度決算を受けての昨年の比率が16.1%でございましたので、0.5ポイントの改善となっております。それから将来負担比率につきましては35.6%で、平成26年度決算を受けての比率が43.7%でございましたので、8.1ポイントの改善をいたしております。これらは、右の欄にございます早期健全化基準の実質公債費比率25.0%、そして将来負担比率の35.0%未満となっております。この実質公債費比率につきましては、合併後の平成18年度に策定いたしました公債費負担適正化計画に沿って着実に改善をしてきておりまして、平成26年度におきまして18%未満を達成をしたところでございまして、今後も引き続き公債費の適正な管理に努め、比率の改善を図ってまいりたいと考えております。

また、将来負担比率は、公営企業あるいは一部事務組合の地方債の現在高を含めた将来負担額が減少をしてきておると、財政調整基金等の充当可能基金を含めた充当可能財源が増加しておるといことも含めまして、将来負担比率が改善をしてきております。

今後も引き続き、町全体の地方債残高を含めた将来負担額の軽減、縮小をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、資金不足比率につきましては、それぞれの事業会計において資金不足を生じておりませんので、該当なしということでハイフン表示をいたしておるところでございます。

これらの比率につきましては、国により示されました様式により算定をしております。それにつきましては、3枚めくっていただきますと、資料といたしまして1ページからつけてございます。まず、1ページにつきましては総括表となっております。続いて、2ページにつきましては実質赤字比率と連結赤字比率でございます。3ページにつきましては実質公債費比率、4ページにつきましては将来負担比率の算出表となっております。そして最後、5ページにつきましては、それぞれの算出方法の記載となっております。

それでは、5ページの算出方法の内容に沿って説明をさせていただきたいと思っております。まず、1つ目の実質赤字比率でございます。これにつきましては普通会計の赤字比率ということでございまして、算出式につきましては記載のとおりでございます。分母につきましては標準財政規模、分子につきましては一般会計の実質赤字額でございます。分母の標準財政規模53億2,826万2,000円、そして分子の一般会計の実質赤字額はマイナス1億9,043万円でございます。この分母の財政標準規模の額につきましては、少し戻っていただきまして3ページをお願いいたします。3ページの中段に⑮標準税収入額22億2,434万9,000円、これは27年度の額でございます。続いてその隣、⑯普通交付税27億4,425万6,000円、それとその隣、⑰臨時財政対策債発行可能額3億5,965万7,000円、この3つを足した合計が標準財政規模となっております。

続いて、分子に係る部分の実質赤字額でございます。これにつきましては、2ページをごらんいただきたいと思っております。2ページの右上に一般会計等という欄がございます。その欄の一般会計から、長谷地区振興基金特別会計の実質収支の合計額がその下の小計というところに数字が入っております。これが1億9,043万円ということで黒字でございますので、赤字に直しますとマイナスという表示になってございまして、黒字ということでございますので赤字は出てこないということで、結果的に該当なしということでハイフン表示にされるということでございます。

また、少し5ページのほうに戻っていただきまして、続いて、連結実質赤字比率でございます。算出式についてはごらんのとおりでございまして、分母につきましては先ほど説明しました標準財政規模が分母になります。分子につきましては連結実質赤字額ということで9億6,103万6,000円でございます。これも2ページをごらんください。2ページの先ほど言いました一般会計等の小計に、その下、国民健康保険事業特別会計の実質収支から、その右隣の土地開発事業特別会計までの実質収支額あるいは剰余額を全て足したものがその下の合計というところに入ってきてまして、これが9億6,10

3万6,000円の黒字ということで、これも赤字が出てこないということで、該当なしということでハイフン表示といたしているところがございます。

続きまして、もう一度5ページに戻っていただきまして、続いては、3つ目の一番重要となる実質公債費比率の算出でございます。これにつきましては、算式につきましては記載のとおりでございます。まず分母につきましては、先ほど説明いたしました標準財政規模から元利償還金あるいは準元利償還金に係る基準財政需要額の算入額、交付税に算入される額を差し引いた額、これが分母になってきます。分子につきましては、地方債の普通会計の元利償還金の額、そして企業会計等の準元利償還金の額、その合計額から特定財源となる歳入を引きます。それと、元利償還金と準元利償還金に係る交付税算入の額を差し引いた額で算出するということになってございまして、基準財政需要額の算入額につきましては、分母につきましては11億1,027万円ということでございまして、この額につきましては、少し戻っていただいて3ページになります。

3ページの上段で、⑨から⑭までの平成27年度の金額の合計額がこの数字となってきます。それから分子に当たります部分で、元利償還金から差し引く部分で特定財源につきましては、⑧の特定財源の額となります。そして元利償還金等の交付税算入の額は、先ほど言いました⑨から⑭の額というふうになります。そして元利償還金と準元利償還金の合計額につきましては①から⑦番までの合計額となってございまして、それぞれ計算をいたしますと、その中段にございますように、平成27年度の単年度の実質公債費比率が15.19204%というふうに出てきます。これを3カ年平均するというのでございまして、平成25年、26年、27年のそれぞれの単年度の比率を足して3で割った数字が平成27年度における実質公債費比率ということで、15.6%ということで比率が算出されるということになります。

もう一度5ページに戻っていただきまして、続きまして将来負担比率でございます。将来負担比率の算出式につきましては記載のとおりでございます。分母は、先ほど実質公債費比率のところでも申しました分母と同じ数字が用いられております。分子につきましては、将来負担額から充当可能基金の額、それと特定歳入の見込み額、地方債現在高における基準財政需要額の算入見込み額の合計額を差し引きまして算出をしていくということでございまして、これにつきましては4ページのところに算出式が記載をされております。

まず、将来負担額につきましては、上段の地方債の現在高から退職手当負担見込み額までの合計額が、その下段の将来負担額Aという欄に入ってきます。そして中段の充当可能財源等ということで、それら可能基金、特定歳入、そして交付税に算入される見込み額、この3つを足したものが充当可能財源としてBの欄に入ってきます。それらを計算をいたしますと、将来負担比率が35.6%という比率で算出されるということでございます。

続きまして、最後でございます。5ページに戻っていただきまして、資金不足比率で



ございます。これにつきましては、算出式はごらんとおりでございますが、先ほども申しましたとおり、企業会計における資金不足が発生してこないということの中で、該当なしということでハイフン表示になるというところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告説明が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑が特にないようでございますので、質疑を終結します。

報告第10号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

---

### 日程第8 報告第11号

○議長（安部 重助君） 日程第8、報告第11号、平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第11号の報告理由並びに内容を御説明申し上げます。

本報告は、平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施いたしましたので、別紙のとおり報告書を提出し、公表するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育長と教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

教育長。

○教育長（澤田 博行君） 教育委員会の澤田です。平成27年度の神河町の教育ですが、町では、教育基本法や学習指導要領、ひょうご教育創造プランなどを踏まえ、平成23年4月に神河町教育基本計画、かみかわ教育創造プランを策定しました。また、プランをもとに毎年、神河町の教育という指導書をつくり、具体的な学校教育、社会教育の取り組みを進めています。

平成27年度は「ふるさとを愛し ころ豊かで 自立した 神河の人づくり」を基本理念に、生きる力を育む教育の推進を図ってきました。また、27年度の学校教育では「学びあい 支えあい 育みあい」の3つの「あい」を基本方針とし、1、希望にあふれ、目標に向かってたくましく生きる力を育む、2、基礎基本の力を定着させ、個性

と創造性を伸ばす力を育む、3、かけがえのない命を大切に、ともに生きる力を育む、4、多くの人と交わり、自然や歴史に触れ、豊かな心を育む、5、神河の一員として地域にかかわり、ふるさとを愛する心を育むを目標に、子供たちの育成を進めてきました。特に重点的行動目標として、1つに、笑顔の学校、挨拶から始めよう、2つ目に、確かな学力、目当て、見通し、振り返り学習で質の向上を図る、3つ目に、やる気は学習から、家庭と連携して家庭学習の習慣をつけるの3つを示し、取り組みを進めてきたところです。

次に、社会教育では、青少年、成人、女性、高齢者などの個々のライフステージに応じた学習や体験の機会の提供、人権教育など今次的課題の解決に向けた学習機会の充実、公民館等の施設を拠点とした文化芸術や体育スポーツ活動の推進、豊かな自然、歴史、文化遺産の保存や活用に向けた地域文化の活性化などに努め、神河町が目指す「ハートがふれあうひと・まちづくり」ができる社会教育を推進、実践してきました。

これら1年間の教育活動について外部評価を受けましたので、その実施方法や点検及び評価結果について課長から報告をいたします。

○議長（安部 重助君） 続きまして、教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課の松田です。それでは、報告第11号の内容につきまして、私のほうから御説明をいたします。お手元の資料、教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく教育委員会の点検・評価（平成27年度対象）をごらんください。

まず、表紙をおめくりください。めくっていただきましたこのページは、今回の報告につきまして、教育委員会が規定しております点検及び評価の実施方針です。内容につきましては昨年度とほぼ同様ですので詳細な説明は省略いたしますが、毎年1回、点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に報告するとともに、公表することにより町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進することを狙いとしております。

今年度も外部評価委員として5名の方を委嘱し、7月6日と7月27日に委員会を開き、1回目に、先ほどの教育長からの説明なども含めて、神河町の教育の取り組み状況や事業の概要を説明しました。2回目には、教育委員会事務局によります自己評価及び学校教職員や児童・生徒、PTA役員へのアンケートをもとにした内部評価と、その評価ポイント等の説明を行い、質疑を受けました。その後、評価委員としての点検、評価を文書で御提出いただき、事務局でまとめたものを8月19日に開催しました教育委員会において報告し、確認いただいた上で報告書を取りまとめました。その報告書が、お手元のA4横書きの資料、神河町教育委員会平成27年度神河町の教育施策外部評価シートです。本日議会へ報告させていただき、これを受け簡潔にまとめたものを10月上旬にホームページで公表する予定にしております。

それでは、初めに、評価シートの概要について簡単に説明をいたします。表紙をめく

っていただき、1ページ目をおあげください。まず評価は、Aの十分に達成されているから、Eの達成が困難であるの5段階で評価をしております。一番右側の外部評価委員の評価は、委員5人それぞれの評価をトータルし評価としており、委員評価のAからEを5点から1点と点数化して、その平均点が4点以上で、かつ3名以上がA評価の場合はA、違う場合はB、平均点が3.9以下の場合はC以下の評価としております。

具体的な内容は後ほど説明いたしますが、表の上段、評価の分野、評価項目、評価内容につきまして、まず御説明をします。分野につきましては、教育委員会活動、学校教育施策、社会教育施策、予算執行、事務及び施設設備の5分野とし、9つの評価項目を25の評価内容に分けて評価をしております。また、教育委員会事務局及び評価委員の意見、改善点等を総合所見として7ページ以降に記述しております。

それでは、外部評価内容について御説明を申し上げます。まず、評価シート一番右側、外部評価、先ほど申し上げた25項目の評価内容のうち、Aの十分に達成されているの評価項目は全部で7項目ございます。Bのほぼ達成されているが18項目で、合計25項目の評価をいただいております。表中央の内部評価のB、A等の評価ですが、外部評価と内部評価は同じ結果となっておりますが、評価委員さんによってそれぞれ違った評価をいただいております。平均しますと内部評価と外部評価が同じ評価となったところがございます。

次に、主な評価内容、評価の観点等について、特にAの評価の部分を中心に御説明をさせていただきますと思います。

まず、1ページ目の学校教育分野の評価項目の①の基礎基本の教育を徹底し、学び合う学習を充実しますの評価項目です。ここは学力の部分ですが、ここに記載しておりますように、教室におきましては複数教員による指導や子供の取り出し指導等を取り入れ、小規模校においても国語、算数はできるだけ複式での授業を解消するなど、個々に応じたきめ細やかな指導を行ったことや、学校において作成した家庭学習の手引により児童・生徒や保護者への啓発指導を行い、予習、復習を中心とした家庭学習に力を入れたこと、また、これらの効果の一つとして、町内小・中学校の全国学力状況調査結果として、国語、算数、数学のA、B問題とも全国平均を2.6から10.1ポイント上回ったことなどを報告いたしました。

外部評価委員さんからは、学力部分ではA評価をいただきましたが、総合所見等では、全国学力・学習状況調査の結果はよい結果となっているが、しかし、生きる力を総合的に見ると、成績がよいだけでは評価できないというような御意見も頂戴したところです。

次に、同じく学校教育の②かけがえのない命と人権を大切にしたい心の教育を進めようの評価項目です。ここは人権や心の部分ですが、ここでは各校とも人権教育指導計画を立て、全領域で自他を大切にしたい人権意識や人権感覚の高揚に努めたことや、いじめ、問題行動等の意識調査では、多くの子供がいじめはいけないことだとしっかりと捉えていること、また教育相談等も、きめ細やかな取り組みにより、平成27年度においても

いじめ、暴力行為等については、ささいなけんかやトラブルはあったものの、新聞報道等に出ているような大きな問題はなかったことなどを報告し、A評価をいただいたところでございます。

次のページ、2ページをごらんください。一番下、⑤の遊びや体験・交流活動を創造し、心豊かな子供を育てますの評価項目です。ここは幼稚園や預かり保育など子育て支援の部分ですが、平成27年度に全幼稚園においてホームページを立ち上げ、ふだんの園の活動が保護者に伝わるよう全職員が積極的な情報発信に努めたことや、小規模幼稚園同士、また小規模幼稚園と大規模幼稚園の交流、幼稚園と小学校の幼小連携や、高齢者、地域との連携を積極的に取り組んだことなどを報告し、これにつきましてもA評価を受けています。

次に、社会教育分野では、4ページをおあげください。中段の、みんなでチャレンジ、スポーツ活動の充実に努めるの評価項目では、平成27年度が町制10周年で、10周年記念事業としてNHKラジオ体操や高原マラソンなどを実施し、町内外の多くの皆さんに御参加いただいたこと、特にラジオ体操は、イベントだけではなくて健康福祉課との連携のもと、ふだんからケーブルテレビ、また告知放送等を活用し、ラジオ体操やウォーキングなどのスポーツが定着してきていること、また、冬場の町民マラソン等の参加者数も年々増加するとともに、各種団体を支援する中で青少年スポーツ活動にその成果が見えていることなどを報告し、A評価を受けました。

次に、4ページ一番下段の、神河に所在する歴史文化遺産の保護・保存・活用と次世代への継承に努めるの評価項目では、さきの議会でも報告させていただきましたが、神河町歴史文化基本構想が完成し、今後の歴史文化や町づくりの大きな第一歩となったことなどから、A評価を受けました。

また、5ページ、6ページの事務及び施設設備の管理分野では、寺前小学校第2期大規模改造工事の完成や、旧栗賀小学校解体工事の完了など、予定していたハード事業が完全に適切に完了したことでA評価を受けております。

最後に、7ページの総合所見のほか、委員会での委員の方々の発言では、十分な成果を上げている、充実していると思う、有意義な活動がなされているなど、いい評価をいただいている反面、いじめについては、日常的なからかいなどを見過ごさず、見えるものだけでなく、やり過ぎるぐらいの予防の取り組みをしてください、また情報化問題では、情報は不可欠だが、情報モラルについては大人も子供も継続した啓発をお願いします、学校環境の整備や通学路の改善についてなど、課題の指摘や貴重な提案、提言をいただきました。

今後、この評価と所見を十分に尊重、理解しながら、神河町の教育をより充実したものとして推進していきたいと考えております。

以上、はしょった説明ではありますが、平成27年度神河町の教育施策評価シートの説明を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑、特にないようでございますので、質疑を終結します。

報告第11号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

---

日程第9 第67号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第67号議案、神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第67号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例制定の件でございます。

今年4月に、雪彦峰山県立自然公園に関する公園計画の変更としてスキー場設置事業が県に認められたことに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。この条例につきましては、平成29年12月にオープン予定の峰山高原スキー場についての条例提案でございます。現在においてはまだ何もできていない段階での条例制定ではございますが、スキー場建設に向けて事前にさまざまな準備が必要であることから、この時期に提案させていただきました。

条例内容につきましては、近隣スキー場や他県のスキー場の例などを参考に商工観光係のほうで素案をつくらせていただきまして、まちづくりグループ会議にて内容調整、その後、総務課の条例担当と文言その他をチェックいたしました。

条例内容につきましては、設置、名称、位置、スキー場の施設及び設備、それから開業時間、指定管理者による管理、業務、利用料金を定め、管理運営に関しては施行規則のほうで定めております。なお、条例制定につきましては議会承認日となりますが、施行期日につきましては、このたびの工事完成予定が29年の10月ごろを予定いたして

おりますが、自然災害その他想定外の事象により工事期間が延びたときに備えて、条例公布の日から起算した2年以内といたしております。

以上が、非常に簡単ではございますが、条例提案の内容説明といたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。1ページ、第4条の開業時間なんですけども、4月1日から11月30日までは休業ということなんですけど、指定管理されて開業中は指定管理になるんですけど、これ休業中は誰が管理する形になるんでしょうか。それがまず1点目です。

それと、あと別表で使用料等が一覧に載っとるんですけども、県下のスキー場の使用料金と、それと指定管理受けてる業者名なり直営とかいろいろあると思いますけども、それを比較できて見れるような資料の提示をお願いしたいんですけども、どうでしょうか。その2点お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下です。まず1点目の開業時間のことに関して、要は、冬場はいいですけどそれ以外のときはどうするのかということでございます。その部分につきましても夏場利用を考えておりますので、同じ指定管理者のほうで運営管理をしていただくことになると思います。その根拠といたしましては、さきの委員会のほうでも少しお話しさせていただきましたけども、目的外使用という条項におきまして、指定管理者は、町長の承認を得てスキー場の適正な管理に支障を及ぼさない範囲内でスキー場の施設及び設備を目的外に使用することができるということにしておりますので、この条項を適用いたしまして夏場の利用を促進したいというふうに考えております。

それから、2点目の料金の比較についてですけれども、これ、この次の委員会のときに、それぞれが比較できる資料を提出したいと考えております。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。条例の中身でなくして、ちょっと基本的なことを1点、お尋ねというんですか、確認をしておきたいんです。これ、地方自治法に基づきますところの施設の設置管理条例ですね、これについては過去の例からでも準備行為等がありますので、その施設が運営というのか、オープンする前にそれぞれこういう条例を制定するのが通例というんですか、過去の例であるんですが、ただ、今先ほど山下参事の説明ありましたように、このスキー場につきましてはまだ入札もしてない、現場も全くないという部分の中での条例制定の提案ですので、事前に制定

する時期を、今でいいますと、オープンの時期からいいますと1年3カ月ほど前に既に提案をしてるという状況になってます。その辺では、事前に制定する時期ですね、これについては1年、全く実態すらないという部分の中でのこの条例提案について、法に触れるというか、その辺の制限とかいいうのがあるかないかということで1点お尋ねしたいと思います。それについて、見解というんですか、それをお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。条例案をどの時点で議会に提出し、どの時点で制定するかにつきましては、周知期間などを考慮し、政策的な判断にされる場所が多いのが現状でございます。

一般的には、公の施設の設置には、公の施設を住民が利用できる状態になっていることが必要であるとされています。しかし、現実的には利用できる状態になっているのは施設オープンの直前であることも多く、議会の会期との関係や利用申し込みの事前受け付けの関係から、相当程度以前に条例を制定することが多くなっています。特に指定管理者制度が導入されてからは、設置条例の制定、その次の段階といたしまして指定管理者選定の手続、またその次には指定、議案提出という流れを経なければならないため、条例を制定する時期をさらに早めなければならないというのが現状でございます。ただ、こういった場合に当該条例の施行日を規則に委任することが多く、後日施行日を定めています。

このたびのスキー場整備につきましては、まず指定管理者の決定をしなければならず、施設管理を受けた指定管理者は、全くの新施設であるため、従業員募集、宣伝、広報、レンタル備品の発注、指定管理者による法的申請など多くの事前準備が必要なため、条例制定を先に行い、指定管理者を決定する必要があります。

以上の点からこのたびの条例の提案という格好になっておりまして、法的には特に問題はございません。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第67号議案は、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 日程第10 第68号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第68号議案、神河町デジタル防災行政無線システムの設置及び管理に関する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第68号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町デジタル防災行政無線システムの設置及び管理に関する条例制定の件でございます。

神河町地域防災計画に基づく情報の収集、伝達体制の整備及び強化に関し、円滑な通信の確保を図ることによって住民の生命と財産の保全に資するため、神河町デジタル防災行政無線システムを整備することに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、神河町デジタル防災行政無線システムの設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。それでは、第68号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

それでは、本条例を順に御説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨を規定しております。

続きまして、第2条は、用語の定義を規定しております。1号、親局は役場に設置いたします。2号、中継局は1カ所ございまして、大嶽山山頂に設置いたします。3号、簡易中継局は1カ所で、越知の熊野神社に設置いたします。4号、再送信子局は4カ所で、猪篠、上小田、川上、栗の各公民館に設置いたします。5号、再々送信子局は、作畑の観音堂に設置いたします。6号、屋外拡声子局は、各公民館等38カ所に設置いたします。7号、戸別受信機は4,200個を設置予定でございます。8号、遠隔制御装置等、以上8つの用語につきまして、それぞれごらんとおり定義をしております。

続きまして、第3条、親局の設置場所は役場内と規定しておりまして、具体的には役場本庁2階の小会議室を設置場所といたします。

続きまして、第4条は、防災行政無線の業務範囲を規定しております。この中で各区からの放送につきましては、第7号、町長が必要と認めた業務に含まれるものとしております。なお、お悔やみ放送は町内全域放送となります。

続きまして、第5条は、業務区域を規定しております。

続きまして、第6条は、防災行政無線の使用について規定をしております。具体的には、町の無線通信取扱者の職員の指示のもと当該装置を使用できる者として、規則の第2条で規定しております。各区からの放送を行う場合は、この規則第2条第2号に規定



する防災行政無線システム利用届、様式第1号を町長に提出し、承認されることが必要となります。承認された場合は、町長名で認証番号等の付与が行われます。

続きまして、第7条は、戸別受信機の設置及び貸与について規定しております。基本的には、町内に居住する世帯、住民票の関係はございません。と、希望する事務所または事業所にできるだけ多く設置する方針でございまして、それぞれ戸別受信機等を1台無償貸与、設置いたします。

第1項第3号の規定は、神河町地域防災計画に掲げる指定緊急避難場所及び指定避難所に1台無償貸与するものであります。同じく第4号の規定は、町長が防災上必要と認めた施設の規定でありまして、町内の特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、保育園、交番、駐在所等に1台無償貸与するものであります。

第2項及び第3項で、戸別受信機等は無償で貸与、設置すると規定しております。ただし、第2項及び第3項のそれぞれの第1号、町内に居住する世帯と事務所または事業所に増設する場合、及び第2号において同条第1項第5号で規定する全各号に掲げる者のほか町長が必要と認めた施設の管理者は、戸別受信機1台につき2万5,000円の負担と、あわせて外部アンテナが必要な場合は設置に係る労務費を負担していただく規定としております。戸別受信機の費用は役場に納付していただく予定です。労務費につきましては直接業者に支払いを行っていただく予定です。労務費の金額につきましてはケーブルの長さにも影響されますので、このような支払い方を予定しております。労務費の金額につきましては、業者と取り決めを毎年行い、住民の方へ周知いたします。

続きまして、第8条は、設置及び貸与の申し込みについて規定をしております。ケーブルテレビの申込者約3,900人につきましては設置世帯として把握しておりますので、この規定によりまして、改めて全員に申込書を書いていただく手間を省略するものでございます。神河町個人情報保護条例第7条、利用及び提供の制限の条文第1項の規定におきまして、実施機関の長は、個人情報と個人情報の収集の目的の範囲を超えて利用し、または当該実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでないとしまして、その第4号で、実施機関の長が公益上特に必要があると認めるときと規定しております。この規定に基づき、ケーブルテレビの申込者の個人情報を適正に利用させていただく考えでございまして。

続きまして、第9条は、戸別受信機の保守管理に必要な費用負担を規定しております。乾電池につきましては附属品として納品させていただきますが、使用期限があること及び液漏れ防止の面から、1年で交換していただくように戸別受信機にシール表示することを考えております。

続きまして、第10条は、保管義務について規定しております。

続きまして、第11条は、被貸与者の変更等について規定しております。

続きまして、第12条は、負担金の不還付について、2万5,000円を納付された場合について規定しております。

続きまして、第13条は、外部アンテナ等の撤去について規定しております。

続きまして、第14条は、規則への委任について規定しております。

最後に、附則ですが、第1項として施行期日を規定しております。この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するというようにしております。順調にいけば施行期日は平成29年4月1日を予定しておりますが、附則第1項の大雪等不測の事態により工期までに完了しない場合のことを想定しております。続きまして、第2項は準備行為について規定しております。今回の条例の制定に伴い、管理運営に必要な事項を規則として定めており、議案の後ろにつけておりますので御参照ください。

以上、本条例につきまして詳細を説明させていただきました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。所管委員会に入ってないんでちょっとお尋ねしたいんですけど、戸別受信機に外部アンテナ必要な割合は、全町でどのぐらいになるのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） お答えいたします。当初の設計では2,000個の積算をしておりますが、実質、今後10月5日から集落回りで説明をさせていただく中で、今現在、役場に親局の工事を本日から進めております。それで、大嶽山の中継局にも基礎工事を始めておりますが、まず親局から中継局への電波を確認しまして、その中で再送信子局に電波を飛ばす工事を進めます。その中で実際の外部アンテナが必要な数を最終的に確認する予定でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。要は、まだの段階、何にもわからないということですか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 今のところ、最大で2,000本を見込んでいるということでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほかございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。第7条の中で、第4号には町長が防災上必要と認めた施設または事業所という表現があり、同じく5号では町長が必要と認めた施設ということで、防災上必要という部分で若干ニュアンスが違うわけですが、その中で先ほどは保育所、駐在所、それから特別養護老人ホームですか、そのような具体的

な施設の名前も説明にあったんですが、この4号と5号で想定というか、一応あらかじめ予定されてます施設というんですか、その内容の区分をお願いしたいということです。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） お答えいたします。第7条の4号につきましては、今御説明したようなことでございます。5号につきましては、今は特に想定しておりませんが、今後運営する中で、この1号から4号において規定しない場合のことを想定しておりまして、具体的な施設名は今現在考えておりません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。私、今4号と5号の中でこだわったというのは、4号と5号の大きな違いはね、経費の負担が出てくるか出てこないかという部分の、利用者側からしてみたら大きな違いが出てきますので、初めその辺の部分については確かに今の段階では想定ができないというのもわかるんですが、将来に向けて、その辺の部分はやっぱりこの施設という部分の区分をはっきりしておくべきやと思うんですが、その辺についての見解はどうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 規則等で明記するなり、そういう運用につきまして、今後、担当者とかの交代によって差異が出ないように努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第68号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第68号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 第69号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第69号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第69号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

建築基準法施行令第123条第3項の改正に伴い、4階以上の階に保育室がある小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の特別避難階段の構造に関する取り扱いが変更になったことによる改正でございます。ただし、当町には該当する保育所は設置されておられません。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、住民生活課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課、吉岡でございます。それでは、詳細を説明いたします。

本議案は、建築基準法施行令第123条第3項の改正に伴い、4階以上の階に保育室がある小規模保育事業所A型及び事業所内保育事業所における特別避難階段の構造に関する取り扱いが変更になったことによる条例改正でございます。

議案の横書きの新旧対照表をごらんになってください。これは最初の分が、1ページの分が小規模保育事業A型を行う分でございます。表の4階以上の階の1のところ、下側ですね、アンダーラインの部分が改正部分でございます。改正前は「屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡すること」となっておりましたものを、改正後は「屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡すること」に改められました。改正後は、階段室または付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、または国土交通大臣の認定を受けたものであることをうたっております。

平たく申し上げますと、階段付近に防火扉があり、火事の際に排煙できる仕組みになっておれば、開くことのできる窓は設置されていなくてもよくなったというものでございます。

また、同施行令の123条第3項に新たに2号が追加になったため号ずれが生じたので、これも改正をしております。

次のページの2ページ、3ページなんですけども、これは事業所内保育事業所のことをうたっております、この改正内容も先ほど申しました小規模保育事業A型と同様のものがございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。終わります。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第69号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第69号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第12 第70号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第70号議案、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第70号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

公共下水道は、下水道法の規定で排水区域は同法第9条第1項により公告された区域とされており、区域外の放流は認められておらず、事業計画の変更を行い、排水区域の追加を行う必要があります。自然災害の発生等、急を要する場合などは、条例で排水区域外汚水の放流の項目を設け、受け入れできる根拠を明確にしていれば暫定的に受け入れることが可能となります。ただし、直近の事業計画の変更において区域変更を行う必要があります。

以上のことより、排水区域外汚水の放流の条例整備を行い、自然災害等緊急時にも公共用水域の保全を行うためのものであります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課、中島でございます。第70号議案の詳細

について説明いたします。

条例の概要については先ほど町長が説明したとおりで、緊急時等に町の判断により排水区域外の汚水の放流ができるように条例整備するものであります。

詳細について説明します。資料の新旧対照表をごらんください。第4条1項の後に追加いたします、排水区域外汚水の放流として、第4条の2第1項、町長は、排水区域外の汚水排除のために処理施設を使用しようとする者に対し、特に必要があり当該処理施設の管理に支障がないと認めるときは、その使用を許可することができる。第2項、前項の許可を受けた者は使用者とみなして、この条例の規定を適用する。第3項、第1項の許可を受けた者は、処理施設を使用することにより当該汚水排除に必要な処理施設の新設等を行う必要がある場合は、当該工事に要する費用を負担しなければならない。以上が条例改正の内容となります。

次に、条例改正に伴い、規則についても関連があるために改正いたします。こちらも新旧対照表をごらんください。第2条の第1項、改正前は「使用等」で改正後は「休止等」という文言の変更ですけれども、新設する文言との関連により字句を訂正いたしたいと思えます。

第2条に、排水区域外の許可等を新設追加いたします。第2条の2第1項は、許可する条件であります。(1)処理施設を使用しようとする施設が著しく公共性を有する場合、(2)町の広域的な環境保全上、適正な設置を図る必要がある場合、第2条の2第2項は、使用許可等を受けようとする場合は、第2条の供用開始の許可等にあるように、生活排水処理施設使用等許可申請書等の提出をし、許可を受けなければならないということでございます。

以上が詳細説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。新しくこの条例で排水区域外の処理を違う施設で処理できるという内容だと思うんですが、具体的な場合のことを想定してお聞きをしたいんですが、例えばいろいろな施設の中での、みずからが持っている処理施設の汚泥とか汚水をくみ取って、違う施設、区域外の施設に投入するというのがこの条例で可能になったかどうか、それを1点お尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 神河町に有する処理場の中で、緊急時の場合、例えば自然災害等によってどっかの処理場が使えなくなったような場合は、この条例をもって、違う町内にあります処理場に持っていくことが可能になりますね。

でも、そういうところもあるんですけども、この基本のところは、特に公共下水の関係なんですけども、公共下水についてはエリアが限られております。例えば具体的に言

いますと、ヨーデルの森なんかでしたらエリア外になっております。もしエリア外の汚水を入れようとする、本来は事業計画の変更を県に提出して、その提出後に受け入れするところなんですけれども、この条例で、町の判断でもうやむを得ない場合、あるいは緊急の場合は暫定的にそのエリアを拡大して取り込むことができるということで、ただし、直近の事業計画の変更は必ずしなければならないというところで、とりあえず町の判断によって区域外の汚水を流入、流入というか、放流させることができるというところがこの条例の内容でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。ということは、やっぱりどうしても先に事業区域の変更というのか、それをしておかなければ区域外の施設に投入できないということ、そのように理解しとってよろしいんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課長です。本来は事業計画の変更をしてから受け入れするというのが本筋なんですけれども、緊急時の場合とかやむを得ない場合、あるいは町が判断した場合は、先に受け入れをして、その後すぐに事業計画の変更をしますということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第70号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第70号議案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を14時40分といたします。

午後2時18分休憩

午後2時40分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第13 第71号議案

○議長（安部 重助君） それでは、日程第13、第71号議案、平成28年度神河町一

般会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第71号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町一般会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、地方債補正において臨時財政対策債の確定による減額、普通交付税の算定結果による普通交付税の増額及び地方特例交付金の減額、平成27年度決算確定による前年度繰越金の増額及び財政調整基金積立金、公共施設維持管理基金積立金の増額、平成27年度の国、県負担金等の精算による返還、追加交付の補正、医師修学資金貸与金1名分の増額、被災地復旧復興派遣職員等に係る時間外勤務手当の増額、総合行政ネットワークのセキュリティー強化対策に係る経費の増額、集落支援員、地域おこし協力隊、情報発信専門員、移住プランナーの各事業に係る補正、町税過誤納等還付金の増額、個人番号カード交付事務に係る国庫補助金及び事業費の増額、防犯灯設置補助金の増額、地域介護拠点整備及び地域介護・福祉空間整備事業の増額、公立神崎総合病院の北館耐震の2次診断に係る国庫補助金と病院事業会計への補助金の増額、グリーンエコ笠形の浴槽タイル、汚水処理施設の修繕料と地下タンク清掃委託料の増額及びトイレ改修工事の予算の組み替え、スキー場整備事業費の予算の組み替え、道路橋梁維持工事費、河川改修工事費の増額、国庫補助事業、埋蔵文化財緊急発掘調査事業の採択による事業費の増額及び県補助事業のふるさとづくり推進事業費の減額、今回の補正における財源調整として、財政調整基金繰入金の減額等でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億106万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億1,649万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。詳細説明をいたします。

それでは、まず6ページをお開きください。第2表、地方債補正、1、地方債の変更でございます。臨時財政対策債で、普通交付税の算定結果によりこのたび1,465万8,000円を減額し、限度額を2億8,634万2,000円とするものでございます。これに伴いまして、地方債の限度額の総額は19億2,764万2,000円となっております。



続いて、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をいたしますので、9ページ、歳入をお願いいたします。

9款地方特例交付金、1項減収補填債特例交付金、1目減収補填特例交付金39万7,000円の減額でございます。これにつきましては、住宅借入金等特別税額控除減収補填分でございます。普通交付税の算定結果により減額をいたすものでございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税でございます。まず、普通交付税9,284万4,000円の増額でございます。これにつきましては、平成28年の算定結果により増額をいたすものでございます。算定結果を申し上げます。基準財政需要額につきましては44億2,709万5,000円、基準財政収入額につきましては17億860万9,000円、差し引き交付基準額につきましては27億1,848万6,000円でございます。これから調整額を差し引きまして、調整額については364万2,000円を差し引きまして、交付額といたしまして27億1,484万4,000円ということで、当初予算額から9,284万4,000円増額するということで増額をいたすものでございます。続きまして、特別交付税でございます。50万円の増額、これにつきましては、上下水道事業の経営戦略策定に係る繰り出し基準の部分で、一般会計からの補助金に対しまして2分の1相当額が特別交付税に算入されるということで増額をするものでございます。

12款分担金及び負担金、2項負担金、1目総務費負担金、1節総務管理費負担金120万円の増額でございます。これにつきましては、被災地復旧復興支援ということで派遣しております職員の時間外勤務手当に係る部分の負担金として受け入れるものでございます。2目民生費負担金、2節老人福祉費負担金28万5,000円の増額でございます。これにつきましては、新たに養護老人ホームへ措置となる1名分の徴収金でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金141万1,000円の増額でございます。これにつきましては、過年度分私立保育所運営費負担金ということで、平成27年度の実績報告に基づき追加交付をされるもので増額をいたすものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金292万6,000円の増額でございます。これにつきましては、個人番号カード交付事業補助金283万6,000円ということで、平成28年度の事業費補助金の確定見込み額の通知に基づき今回増額をいたすものでございます。事務費補助金9万円の増額につきましては、個人番号カードの交付につきましては日曜に臨時窓口を設けまして交付をいたしました。その事務経費について申請をし、補助を受けるべく増額をいたすものでございます。

2目民生費国庫補助金、2節老人福祉費補助金268万9,000円の増額でございます。これにつきましては、地域介護・福祉空間整備等推進事業交付金ということで、介護者の負担軽減をするための機器、設備の整備に係るものとして補助を受けるものでござ

ざいまして、町内にある3つの施設を対象として受けることといたしております。あやめ苑、うぐいす荘、にょん神河、それぞれの施設の整備に係るものに対して受けるべく申請をいたしまして、計上をいたすものでございます。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金251万9,000円の増額でございます。これにつきましては社会資本整備総合交付金ということで、公立神崎総合病院の北館改築に際しまして、北館の耐震診断、2次診断を受けるために国庫補助金を受けるものでございまして、補助限度額の2分の1を計上をいたしております。

4目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金100万円の増額でございます。これにつきましては、社会資本整備総合交付金、定住促進というところで、さとの空き家活用支援事業に係るものでございまして、2件増加をいたしましたところで100万円の増加ということで増額をするものでございます。

続いて、10ページをお願いいたします。5目教育費補助金、4節社会教育費補助金125万円でございます。埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金ということで、今回、文部科学省の所管の国庫補助事業であるこの補助金につきまして、銀の馬車道の遺構の発掘調査ということで、実態を明らかにするための調査について申請を行っていたところ、このたび採択を受けたというところで、内定額の2分の1相当額を計上をいたしております。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金71万2,000円の増額でございます。これにつきましては過年度分私立保育所運営費負担金ということで、平成27年度の実績報告に基づいて追加交付されるもので増額をするものでございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金、2節老人福祉費補助金1,960万円でございます。これにつきましては、地域介護拠点整備費補助金ということで、特別養護老人ホームのうぐいす荘につきまして、既存施設の改修というところで、多床室のプライバシー保護に対しましての施設の改修というところで補助を受けるべく申請をいたしております、その増額でございます。3節医療助成事業費補助金198万5,000円の増額、これにつきましては過年度分の補助金でございまして、平成27年度の実績報告に基づき追加交付をされるものでございます。4節児童福祉費補助金につきましては、まず子ども・子育て支援交付金、地域子育て支援拠点事業572万2,000円の増額でございます。これにつきましては、子ども・子育ての学習センターの事業に充てるべく、今回事業費の3分の2を補助対象として計上をいたすものでございます。続きまして、幼稚園実費徴収に係る不足給付事業ということで1万2,000円の増額でございます。これにつきましては、生活保護に新たに認定された世帯の園児に係る実費徴収金に対しまして交付を受けるべきものとして申請をいたしまして、1万2,000円の増額でございます。

6目土木費県補助金、2節住宅費補助金200万円の増額でございます。さとの空き家活用支援事業補助金でございまして、2件増額をいたしております、その分の県か

らの補助金を受けるべく増額をするものでございます。

8目教育費県補助金、3節社会教育費補助金でございます。まず、ふるさとづくり推進事業補助金50万円の減額でございます。これにつきましては、国庫補助金のところで埋蔵文化財の緊急発掘調査の補助金が採択をされたというところで、当初予算でふるさとづくり推進事業で幾らか発掘調査に係る事業費を計上し、補助金を計上しておりました部分につきまして、今回50万円を減額をするというものでございます。埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金62万5,000円につきましては、国庫補助金の随伴補助ということで、内定額の4分の1を受け入れるものでございます。

3項県委託金、1目総務費県委託金3万3,000円の減額につきましては、統計調査費委託金でございます。それぞれの市町交付金の確定見込みにより減額をいたすものでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金118万8,000円の増額でございます。これにつきましては財政調整基金利子ということでございまして、3年満期の積み立てをいたしておるわけでございますけれども、その計算過程において複利計算という計算が入ってきまして、それを当初予算で漏れ落ちておった部分を今回補正をいたしておるところでございます。

続いて、11ページをお開きください。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金100万円の増額でございます。これにつきましては、神河まち・ひと・しごと創生寄附金ということでございまして、地方創生の一環として神河町の地域再生計画というところで認定を受けまして、その中で、スキー場整備事業が地方創生応援税制、企業版ふるさと納税の事業として認可を受けたという中で、寄附金を受けるべく予算を計上をいたしたところでございます。

18款繰入金、1項他会計繰入金、5目地区振興基金特別会計繰入金50万円の増額でございます。これにつきましては寺前地区振興基金特別会計からの繰入金でございます。寺前漁業組合の補助金に充当するものでございます。2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金7,785万8,000円の減額、これにつきましては今回の歳出補正の財源調整として減額をいたすものでございまして、この9月の補正によりまして、9月補正後の残高見込みといたしましては18億6,770万3,000円となる見込みでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1億5,313万4,000円の増額でございます。これにつきましては、平成27年度決算確定により今回増額をいたすものでございます。

20款諸収入、5項雑入、2目雑入でございます。まず、新市町村振興交付金169万6,000円の減額でございます。これにつきましては、サマージャンボ宝くじの交付金として交付確定見込みにより今回減額をいたすものでございます。9節雑入310万円の増額につきましては、振興協会市町交付金というところで今回歳出補正で防犯灯L

ED化の補助金を計上しておりますが、それに充当するべく宝くじの市町交付金を充当するために計上いたしております。

21款町債、1項町債、1目臨時財政対策債1,465万8,000円の減額につきましては、先ほど第2表で説明したとおりでございます。

続いて、歳出、12ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3,154万9,000円の増額でございます。まず、9節旅費25万8,000円、そして12節役務費4万円、14節使用料及び賃借料7,000円、この3つにつきましては、被災地へ今現在、復旧復興派遣している宮城県山元町への、ふれあい産業祭への参加経費の今回増額でございます。予定といたしましては、11月20日に予定されている産業祭に参加するということで増額をさせていただいております。

11節需用費165万8,000円の増額、これにつきましては消耗品費ということで、セキュリティー対策の一環でございます。パソコンにログインするために、国、県からの指導によりまして2つの要素でもって認証をしてくださいますところの中で、それらの認証するための認証リーダー、あるいは認証カード等の機器の経費として今回増額をいたすものでございます。

続きまして、13節委託料でございます。まず、システム運用維持委託料88万7,000円の減額でございます。これにつきましては、契約を平成28年度いたしておりますので、それにより減額をいたすものでございます。システム導入委託料903万6,000円の増額でございます。これの内訳につきましては、公会計に係るものが68万円の減額、健康福祉課の健康管理システムに係るものが25万5,000円の増額、そしてセキュリティー強化対策に係るものが946万1,000円の増額ということで、それぞれシステムの導入について増減をいたしております。続いて、ネットワーク設定委託料97万2,000円の減額でございます。これにつきましても、設定作業の内容等の精査により今回減額をいたすものでございます。

15節工事請負費56万1,000円でございます。これにつきましては引き込み工事ということで、ネットワーク、LANの関係工事でございます。これも工事内容の精査により今回減をいたしておるところでございます。備品購入費2,057万円でございます。これにつきましては、ネットワークに係る部分の備品購入でございます。

21節貸付金240万円の増額でございます。本年度、修学資金貸与者の募集をいたしましたところ、2名の応募がございまして、2名とも貸与の部分で貸与していくという決定をされたことによりまして、当初予算で1名分組んでおりますので、今回1名分を増額をいたすものでございます。

4目財産管理費、25節積立金でございます。まず財政調整基金積立金8,775万5,000円の積み立てでございます。これにつきましては、まず繰越金が確定をいたしましたので、その実質収支額の2分の1を積み立てるという部分が8,656万7,000円、そして財産収入のところを利子を増額いたしましたので、その部分の利子収入が118

万8,000円、あわせまして増額をいたしております。公共施設維持管理基金積立金1,730万円の増額でございます。これにつきましても、決算が終わりましたのでその実質収支額の1割相当を積み立てるということになっておりますので、今回増額をいたしております。

6目企画費でございます。まず3節職員手当等120万円の増額でございます。これにつきましては時間外勤務手当ということで、被災地復旧復興支援ということで派遣しております職員に係るものでございます。8節報償費36万円、アドバイザー謝礼の増額でございます。これにつきましては、現在、長谷地域の若者による地域づくりのワークショップを開催をいたしておるところでございますが、これがすごく熱心にやられているというところの中で、増額をしながらふやしていくということで今回増額をいたしております。12節役務費1,000円の増額につきましては、集落支援員の活動経費の増額でございます。14節使用料及び賃借料でございます。借家借り上げ料310万円につきましては、移住プランナーに係る増額でございます。家賃41万円につきましては、情報発信専門員に係るものでございます。16節原材料費13万9,000円につきましては、地域おこし協力隊の支出見込みにより今回減額をいたしまして、18節備品購入費13万9,000円というところで地域おこし協力隊の活動に不可欠なパソコンの購入に充てるというところで、原材料を見込みの中で減らしながら一般備品を増額をいたすものでございます。

8目諸費でございます。まず町税過誤納還付金220万円の増額でございます。これにつきましては、今後、法人税の確定申告による高額還付、それと町民税の過去4カ年の確定申告による還付等が見込まれるという中で増額をいたしております。この増額によりまして総額が520万円になるものでございます。

続いて、以下の過年度医療助成返納金、そして子ども・子育て返納金、社会福祉等法人軽減補助金の返還金につきましては、平成27年度のそれぞれの実績報告に基づき、国及び県に返還するために増額をするものでございます。

続いて、14ページをお開きください。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費292万6,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほど歳入のところでも申しましたとおり、それぞれ職員手当9万円。これにつきましては、個人カードの日曜日の臨時窓口を設けて交付に係る者の時間外勤務手当でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、個人番号交付事業交付金ということで、それぞれの事業として交付をいたすものでございます。5項統計調査費の増減につきましては、各市町のそれぞれの統計調査に係る交付金の確定見込みにより、それぞれの費目において増減をいたすものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。19節負担金、補助及び交付金で600万円の増額でございます。これにつきましては防犯灯設置補助金というところでございまして、今回、防犯灯設置補助金の交付要綱を改正をいたしまし

て、防犯灯のLED化の促進に向けて蛍光灯からLEDへ切りかえることを目的とし、補助要綱を設けておりまして、それによる増額でございます。

2目老人福祉費でございます。まず8節報償費3万円、12節役務費6,000円、委託料10万8,000円、20節扶助費108万5,000円、これにつきましては、新たに養護老人ホーム措置に係る1名分がふえましたので、それに伴いますところの経費の増額でございます。19節負担金、補助及び交付金、まず地域介護拠点整備費補助金1,960万円でございます。これにつきましては、先ほど歳入のところで申しましたとおり、うぐいす荘の既存施設の改修ということで、多床室のプライバシー保護のための改修工事でございます。地域介護・福祉空間整備費補助金268万9,000円につきましても、先ほど申しましたとおり、介護者の負担を軽減するための機器、設備の整備に係る補助金として増額をいたしておりまして、あやめ苑、うぐいす荘、にほんブログ村へそれぞれ補助をいたすものでございます。

続きまして、3目心身障害者福祉費186万3,000円の減額でございます。これにつきましては、中播福祉会管理運営費等補助金の減額でございます。平成27年度決算を受けまして繰越金が確定したことに伴いまして、本年度の各町からの負担金を減額ということになったために今回補正するものでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、13節委託料50万円の増額でございます。縁結び事業委託料ということで、第2回目の消防団員限定の婚活イベントの委託料を増額をいたしてあります。これにつきましては、第1回目が大変好評だったということと要望が強いという中で増額をいたすもので、10月後半から12月の間で予定をいたしてあります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生費でございます。19節負担金、補助及び交付金で、公立神崎総合病院事業会計補助金251万9,000円の増額でございます。これにつきましては、歳入のところで申しましたとおり、北館改築に際しまして、北館の2次診断に係る部分の補助金として国から受け入れた補助金を病院事業会計へ補助するべく増額をするものでございます。続きまして、水道事業会計補助金48万6,000円の増額でございます。これにつきましては企業会計の経営戦略の策定経費に係るもので、繰り出し基準で経費の2分の1を一般会計から繰り出すということの中で計上をいたしてあります。

2目健康づくり対策費105万9,000円でございます。11節需用費36万9,000円、13節委託料69万円の増額で、これにつきましては、本年10月から1歳児未満のB型肝炎予防接種が3回の定期接種ということとなったことに伴いまして、そのワクチン購入と接種委託料を60人見込んで今回増額補正をいたすものでございます。

3項清掃費、2目し尿処理費64万8,000円の増額でございます。これにつきましては下水道事業会計補助金でございます。企業会計における経営戦略策定経費に係るもので、繰り出し基準でその経費の2分の1を一般会計から繰り出すこととなります。

で、それを増額するものでございます。

5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業振興費50万円の増額でございます。これにつきましては、寺前漁協補助金として増額をいたすものでございます。

6款商工費、1項商工費、2目観光振興費でございます。まず11節、213万6,000円の増額でございます。これにつきましてはグリーンエコーの修繕料でございます。そして男女浴槽のタイル、そして汚水処理施設の修繕でございます。続きまして、13節委託料、まず清掃業務委託料でございます。32万5,000円の増額、これにつきましてはグリーンエコーに係るものでございまして、地下タンクの清掃でございます。続きまして、設計業務委託料65万円、そして工事請負費650万円につきましては、グリーンエコーの体育施設等のトイレの改修に係るものでございまして、当初予算では直営工事として計上をいたしておりましたが、県の補助事業である外国人観光客受け入れ基盤整備事業ということで採択を受けるべく、実施主体を町観光協会へ変更いたしましたことに伴いまして、その部分につきまして減額をいたしまして、15ページの負担金、補助及び交付金475万9,000円の外国人観光客受け入れ基盤整備事業負担金として町観光協会へその工事負担金として支払うというところの中で、予算の組み替えをいたしたところでございます。

続きまして、15ページの3目大河内高原整備費でございます。まず13節委託料、峰山高原環境保全対策調査業務委託料361万8,000円でございます。これにつきましては、当初は大河内高原利用促進協議会の中で対応するというところで予算化はいたしておりましたが、このたび県と協議の中で、専門家による環境保全対策とその調査が必要であるということの中から、今回その委託料を増額をいたすものでございまして、これにつきましては工事の前年、そして工事中、そして工事が終わってからの2年間ということでの4年間の調査が必要だということで、今後もこの経費については計上をいたす予定といたしておるところでございます。続きまして、測量等委託料194万4,000円減額、設計業務委託料169万4,000円減額、これにつきましてはスキー場整備に係るもので、支出見込みにより減額をいたしまして、その下の工事請負費へ振りかえるものでございます。工事請負費2,163万8,000円の増額でございます。19節負担金、補助及び交付金1,800万、電線張りかえ移設工事の負担金ということで、これもスキー場整備に係るもので、支出見込みにより減額をいたし、工事費へ振りかえるものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費1,700万円の増額でございます。これにつきましては、道路橋梁修繕工事請負費ということで、それぞれの路線で関係者との協議が調ったものについて今回補正をいたすものでございます。町道寺前停車場線の舗装延長が410メートル、そして町道作畑・新田線の緊急的な舗装が540メートル、以上を計上をいたすものでございます。

3項河川費、1目河川費300万円の増額でございます。これにつきましては河川改

修工事請負費でございまして、現在、橋梁長寿命化修繕工事ということで、川上、イリスミ橋を修繕工事をいたしておるところでございまして、イリスミ橋の保護、保全を強力に行うために、その上流の右岸側の護岸を改修することによってイリスミ橋を保護をするということになりますので、同時に工事を行うという中で今回補正をいたすものでございます。

5項住宅費、2目住宅建設費でございまして、まず15節工事請負費、カクレ畑施設整備工事請負費168万円の増額でございまして、これにつきましては、カクレ畑に送っております水道の施設でございまして、現在ろ過装置が設置をしておるわけですが、冬季になるとどうしても凍結するという中で、凍結防止のための建屋の設置を行うという中で増額をするものでございまして、19節負担金、補助及び交付金でございまして、さとの空き家活用支援事業補助金で400万円の増額、これにつきましては2件分の増額を計上をいたしております。神河町IT関連事業所支援事業補助金102万円でございます。これにつきましては、県の補助事業としてあります多自然地域IT関連事業所振興支援事業、2分の1補助に係る補助金につきましては、今回新たに希望をされている事業所の方がおられるという中で、町としても町の補助要綱を設置しながら県の補助に上乗せした形の補助をしていこうという中で、今回増額をいたすものでございまして。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費でございまして、委託料5万8,000円の増額でございまして、これにつきましてはシステム改修委託料ということで、現在、姫路市の消防局で運用してあります姫路市Eメール災害連絡システムによりまして、神河町のほうに火災等の情報が送られてきております。それを、ひょうご防災ネットの登録者に自動的に転送するためのシステムを今回改修をするというところで、郡内3町で実施をしていくという中で、神河町の委託料相当分を今回計上するものでございまして。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費1万円の増額でございまして、これにつきましては、歳入のところで申しましたとおり、新たに生活保護に認定された世帯の園児に係る実費徴収金、幼稚園で使います材料代あるいは遠足代等の部分に対して給付するものでございまして。

続いて、16ページをお開きください。5項社会教育費、1目社会教育総務費170万円の増額でございまして、これにつきましては、歳入のところで申しました国庫補助事業の埋蔵文化財緊急発掘調査事業の事業費が260万円の増額、そして県の補助事業でありますふるさとづくり推進事業が90万円の減額、合わせまして170万円の増額でございまして。内容について説明をいたします。

7節賃金14万9,000円につきましては臨時職員賃金で、資料等の整理ということで埋蔵文化財の国庫補助事業の対象事業費です。8節報償費12万円、これにつきましても埋蔵文化財の国庫補助事業の対象事業費です。9節旅費14万9,000円、これにつきましても国庫補助事業対象経費でございまして。11節需用費58万8,000円、これにつきましても埋蔵文化財の国庫補助事業費でございまして。13節でございまして。ま



ず史跡保存整備委託料40万円の減額でございます。これにつきましては、当初ふるさとづくり推進事業で計上をいたしておりまして、今回は40万円減額するものでございます。続いて、埋蔵文化財調査委託料109万4,000円の増額でございます。これにつきましては、ふるさとづくり推進事業で当初委託料として50万円を計上してありましたので50万円の減額、そして今回の埋蔵文化財緊急発掘調査の補助対象事業として159万4,000円を増額でございます。その内容につきまして、発掘調査に係る部分が127万円、そして土の剥ぎ取り、土層の剥ぎ取りにつきまして32万4,000円となっております、それぞれ予算の組み替えをいたしておるところでございます。

続きまして、2目公民館費、11節需用費18万円の増額でございます。これにつきましては修繕料で、視聴覚室のブラインド取りかえ修繕でございます。3目社会教育施設運営費でございます。これも需用費7万7,000円の増額で、修繕料で白林陶芸館のガス窯の設備の修繕でございます。

続きまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。12万3,000円の増額、これにつきましては、このたび全国、そして近畿のスポーツ推進委員のそれぞれ功労表彰受賞ということで、その授賞式の参加経費でございます。まず、全国で表彰を受けられるのは、中川一弥委員長、そして近畿で表彰を受けられるのは増山ひろみ委員でございます、それぞれ出席を、参加をするという中での今回の増額でございます。

続いて、2目体育施設管理費委託料10万円の増額、工事請負費10万円の減額でございます、清掃維持管理委託料といたしまして、町民体育館の男女の更衣室、玄関ホール、廊下等の清掃委託を今回追加で行うべく、予算のそれぞれ工事費の支出見込みによりまして減額をいたしたものをそちらのほうに振りかえる予算をいたしたところでございます。

3目学校給食費、扶助費8,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほど幼稚園費のところでも申しました生活保護に認定された世帯の園児に係る実費徴収金ということで、学校給食費に対して給付をするものでございます。

10款公債費、1項公債費、1目元金37万7,000円の減額、2目利子911万8,000円の減額、これらにつきましては、平成27年度の借り入れが平成28年5月末で完了したことに伴いまして、その新規発行債の元金、利子が確定したことに伴いまして、今回減額をいたすものでございます。

18ページ以降につきましては、今回の補正の給与費明細書となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。3点ばかりお尋ねしたいと思

います。

まず、12ページ、2款総務費、1項総務管理費の第1目一般管理費の中で、備品購入費が2,057万ということでかなり大きな金額が上がっております。先ほどの説明ではネットワーク機器というような説明、ちょっとお聞きしたように思うんですけども、もっと少し具体的に教えていただけませんか、それがまず1点。

2点目は、8目の諸費、同じページです。8目の諸費のほうで、町税の過誤納等の還付金が220万補正が上がっております。補正後で520万になるという説明でしたけども、余りにちょっと金額が大きいんではないかなと思うんですけども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

3点目につきましては、13ページ、3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の防犯灯設置費の補助金600万なんですけども、この交付要綱の規定の適用日が平成26年の4月1日ということでお聞きしてます。規定内容が遡及するということはよくあることではあるんですけども、住民にとって有利になる変更内容の遡及ですから差し支えないといえば差し支えないんですけども、余りにやっぱり期間が長過ぎるんではないかなと。遡及する期間はせいぜい数カ月というのが一般的で、例えば会計年度の開始日、例えば4月1日からとか、それからあと暦年の最初の1月1日からというのは一般的にあるんでしょうけども、2年半も前にさかのぼってというのは少し行き過ぎではないかなとやっぱり皆さん考えられると思うんです。特に行政に携わっておられる方が考えれば、その方が持っておられる感覚としてはそう思うのは当然でないかなと私は感じるんですけども、その辺について、事務事業の担当である住民生活課の課長と財政担当の特命参事のお考えをお聞きしたいというように思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。まず1点目の備品購入費の増額でございます。内訳を申し上げます。当初予算で計上をいたしておりました公会計に係る部分が297万4,000円が減額になっておりまして、そのかわりに、先ほど申しましたセキュリティーのネットワーク関係といたしまして、ネットワークのハードウェアが1,317万6,000円の増額、そしてメールサーバーのハードウェアとして734万4,000円の増額、それと、ファイルの受け渡しを安全化するためのハードウェアの費用として302万4,000円の増額、これらで2,057万円の増額になっております。

○議長（安部 重助君） 次に、税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。先ほどの町税過誤納の還付金についてのお尋ねでございますが、当初300万円を予定をいたしておりました。既に200万を超えておる状況でございます。その中の内訳といたしまして、固定資産税の長期間にわたる過誤納金が発生しておるのが1点、また個人の住民税の、それも数年

にわたるさかのぼりの還付金が予想以上に多く出たということで既に200万余り、その他を入れますと200万を今超えておる現状でございます、先ほど特命参事の説明にもありましたように、今後の法人税の還付であるとか個人住民税の還付を想定しますと、あと220万余り足りないのではないかなということで今回上げさせていただいておるところでございます。

○議長（安部 重助君） 次に、住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡です。LED防犯灯の遡及期間が長いのではないのでしょうかという御質問のお答えでございます。

この遡及期間につきましては、おっしゃるとおり26年4月1日にさかのぼるということで、これは長谷エリア、川上区、長谷区全域、湊区全域、栗区全域が26年度から取り組まれて、約270基を一気にLEDにかえられたということであります。これについての遡及ということで、これにつきましては政策調整会議がありまして、これは役場の中での検討をさせてもらったんですけども、その中で特に地球温暖化防止という中で、昨年でしたかね、12月に、世界規模の話にはなりますけども、COP21、これが27年12月に行われまして、この中で日本もパリ協定を守るということで地球温暖化対策に取り組むと。そして、それに基づいて日本の環境省が28年度から地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業というのを作りまして、神河町役場も手を挙げ、省エネ化につながる、例えば冷房装置なんかのやりかえをすると3分の2の補助金が当たるといふ非常にありがたい話があるんですが、これも、もとをいうと地球温暖化対策、CO<sub>2</sub>削減ですね、これにつきましてはやろうということであります。

町を挙げてLED防犯灯に切りかえることに支援をしようということで、議論を政策調整会議の中でやった中で、確かに2年という長きにはありますが、公共の福祉のために非常に寄与を長谷エリアがしたんで、これはひとつ、2年というさかのぼりは長いんですけども、地方公共団体、神河町役場の判断により、やろうということで合議をしたということでございます。以上であります。

○議長（安部 重助君） ほかに。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この防犯灯設置の補助金に係る政策調整会議につきましては、財政として参画をいたしておるところでございます、遡及適用については、財政的には非常に苦しいという中で議論をさせていただく中で、やはり町が率先してLED化に向けて取り組むという姿勢の中で、先行してやられておられる地域、地域住民の安全のためにやられてる部分については、極力そういう部分については支援をしていくべきだろうという中で議論の進む中で、何とか財源を確保しながらその部分についても遡及適用をしていこうということで考えておりまして、この予算の中にも歳入の中にも計上しておりますように、その部分につきましてはLED化の設置に係る部分といたしまして宝くじの市町交付金というものがご

ざいますので、それを充当しながら今後も推進に当たっていくというところで、防犯灯設置補助に係るLED化につきましては、遡及適用も含めて今回の補正に上げさせていただいたというところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。防犯灯の関係なんですけども、されていく地域は別に長谷地域だけじゃないと思うんで、町内全体に防犯灯幾つあるのか、当然、区の部分あると思いますけども、把握されてる量が何ぼあるのかということと、もう1点、スキー場関係でございます。当初予算では8億4,000万での事業ということで、ちょっと2億2,000万ぐらい増額というようなことも聞いてますけども、約26%ほど増額になるのに組み替えだけで対応できるのかと思います。議会が認めてるのはあくまで8億4,000万なんで、これ組み替えすることによってほかの事業がどのような形で減増されていくのか、その部分について教えていただきたいと思います。その2点でございます。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民課の吉岡です。防犯灯につきましては、全区で私知ってます数字は1,536です。そして役場の直接管理が196です。こういう数字です。

26年4月1日以降に、例えば使える蛍光灯の防犯灯をLEDにかえたとか、使えるけどかえたとか、これについてもさかのぼるということで考えております。以上であります。

○議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） スキー場関係予算につきましては、今回、財政特命参事のほうで御説明申し上げましたとおり、平成28年度予算の中で6億円に対しての中身の変更でございます。

そして、そのお聞きになっておられる次年度以降の分についてどうするんだという部分については、一応8億4,000万の辺地対策事業費については認められているということですが、さきの委員会で申しましたように、2億2,000万円の増額部分については、それについては一時的に一般財源を充当させていただきまして、その分、指定管理者側からお金をいただくということで、次年度予算については、現在のところ総額そのふえた分の予算の部分を計上していきたいというふうには考えております。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございませんか。ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに、質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第71号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を3時50分といたします。

午後3時40分休憩

午後3時50分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程に入る前に、先ほどの第71号議案の説明の中で訂正の申し出がございましたので、ここで許可します。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。先ほど一般会計の3号補正で説明いたしましたところで一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

15ページをお開きください。その中で、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費の中で、町道作畑・新田線の舗装の延長を540メートルと申しましたが、200メートルの誤りでございました。おわび申し上げまして、訂正をさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 以上、訂正がございましたので、御了承願います。

それでは、日程に戻ります。

#### 日程第14 第72号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第72号議案、平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第72号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして前年度繰越金294万1,000円を、歳出では同額を予備費に計上いたしております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,416万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

日程第15 第73号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第73号議案、平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第73号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、国庫支出金で118万7,000円の増額、これは平成30年度に国保の保険者が県に変更になる関係で、電算システム構築のための補助金でございます。繰越金で、平成27年度の繰越金確定により2,879万6,000円を増額しております。

歳出では、総務費のプログラム開発委託料118万7,000円の増額、これは、歳入で説明いたしました電算システム構築の国庫補助金を委託料として歳出します。保健事業費の人間ドック検診補助金14万3,000円の増額、諸支出金の療養給付費負担金返還金1,113万7,000円の増額、同じく特定健康診査等負担金返還金の国庫分21万3,000円の増額、同じく療養給付費交付金返還金で退職者医療分として12万5,000円の増額、同じく特定健康診査等負担金返還金の県費分24万5,000円の増額。今回、歳入歳出補正額の相殺額を財政調整基金積立金として1,693万3,000円の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,998万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億460万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。今回、財政調整基金の積み立てということで1,693万4,000円を積み立てるということでございます。この積み立てによって国保の財政調整基金の残高は幾らになりますでしょうか、教えていただけ

ればと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 約1億4,000万でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第16 第74号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第74号議案、平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第74号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして、前年度繰越金118万1,000円を、歳出では、同額を広域連合保険料負担金に計上しております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,913万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第17 第75号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第75号議案、平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第75号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。第1号補正予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

歳入につきましては、平成27年度決算による支払い基金交付金及び繰越金の増額補正が主なものでございます。歳出につきましては、平成27年度決算による国・県負担金等の精算に伴う償還金及び予備費の増額補正と、介護保険給付費準備基金の減額補正が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ941万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,091万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。第75号議案の詳細について御説明申し上げます。事項別明細書以下で説明させていただきますので、4ページをごらんください。

歳入でございます。5款1項1目介護給付費交付金293万4,000円の増額です。これは決算による支払い基金交付金過年度分でございます。9款1項1目繰越金647万9,000円は、前年度の繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。1款2項1目負担金、補助及び交付金1,000円の増額、国保連合会情報交換業務の負担金でございます。5款1項2目償還金1,093万円の増額、これは平成27年度事業実績に伴う国県負担金等の償還金でございます。国庫が848万2,000円、県費が228万4,000円、支払い基金が16万4,000円の総額1,093万円でございます。6款1項1目介護給付準備基金積立金325万の減額、決算に伴う調整金でございます。7款1項1目予備費173万2,000円の増額でございます。これは介護保険認定審査会運営費に係る経費でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

日程第18 第76号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第76号議案、平成28年度神河町土地開発事業



特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第76号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして前年度繰越金71万円を、歳出では同額を予備費に計上いたしております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,501万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第19 第77号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第77号議案、平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第77号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして前年度繰越金1,272万5,000円を、歳出では同額を予備費に計上しております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,272万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,484万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑、特にないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第20 第78号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第78号議案、平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第78号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして前年度繰越金823万2,000円を、歳出では同額を予備費に計上いたしております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ823万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,797万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第21 第79号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第79号議案、平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第79号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、各地区からの申請によりまして振興基金繰入金を895万8,000円、基金運用における国債購入、譲渡収益によりまして利子及び配当金を417万2,000円増額いたします。その増額分を、歳出、振興基金費積立金に417万2,000円を増額し、基金に積み立てます。また、地域振興費負担金、補助及び交付金として3地区の施設整備事業に845万8,000円を増額、寺前漁協の補助金として一般

会計への繰出金50万円を増額いたします。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,313万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,043万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。地域振興費の負担金及び補助金関係なんですけど、たしか3地区と言われたんですけど、どこどこか教えていただけますか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。まず生活基盤整備事業補助金につきましては、比延の町道中河原線の落石防止柵でございます。それからもう一つは、宮野の祇園神社横の石積み修繕というふうになっております。それからもう一つは、このスポーツレクリエーション施設整備事業補助金につきましては、宮野地内の屋台の補修、修繕となっております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。先ほど言うた中で、祇園神社横、石積み修繕については上小田地区の間違いでした。すいません。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

## 日程第22 第80号議案

○議長（安部 重助君） 日程第22、第80号議案、平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第80号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、第1号補正予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、経営戦略の策定と上下水道台帳窓口システムのデータ更新業務でございます。経営戦略策定については、平成29年度から水道事業の高料金対策に要する経費に係る地方交付税措置の要件となることから、平成28年度中の策定が必要となった

ためでございます。上下水道台帳窓口システムにつきましては、長期間データの更新が実施されておらず、窓口業務に支障を来すおそれがあることにより、データ更新業務を行います。

予算第3条の収益的収入の予定額で、経営戦略策定に要する経費の2分の1が繰り出し基準により一般会計補助金となるため48万6,000円の増額、収益的支出の予定額は、経営戦略策定費が97万2,000円、上下水道台帳窓口システムのデータ更新費用が33万6,000円で、合計130万8,000円を増額し、予備費82万2,000円を減額いたします。

次に、予算8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を48万6,000円増額し、合計6,879万8,000円に補正するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。今、町長のほうからあったことについて、少し教えていただきたいというような質問になります。

まず、経営戦略の策定ということがこの一般会計の補助金の一つの要因になって事業を展開されるんですが、その目的が、高料金対策として今交付税措置がされております、いわゆるそれに備えるためだと、改正があるんですね、その分、ちょっとわかっている範囲で教えていただけませんか。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課、中島です。総務省のほうの通達によりまして、今現在、今年度ですと、予算として高料金対策補助として1,053万2,000円の収入を見込んでおります。これが、今年度この経営戦略を立てないとこのお金を出せませんよというような話がありましたので、急遽この28年度中にこの経営戦略を立てて、今後の経営状況、それを示して、今組んでます高料金対策補助金を収入といいますか、そのまま、また交付税のほうで収入したいがために補正をさせていただいて、今年度作成するものでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

### 日程第23 第81号議案

○議長（安部 重助君） 日程第23、第81号議案、平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 8 1 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 2 8 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正（第 1 号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正内容については、先ほどの水道事業会計と同じで、経営戦略の策定と上下水道台帳窓口システムのデータ更新業務でございます。経営戦略策定については、平成 2 9 年度から水道事業の高料金対策に要する経費に係る地方交付税措置の要件となることから、平成 2 8 年度中の策定が必要となったためでございます。上下水道台帳窓口システムにつきましても、長期間データの更新が実施されておらず、窓口業務に支障を来すおそれがあることにより、データ更新業務を行います。

予算 3 条の収益的収入の予定額で、経営戦略策定に要する経費の 2 分の 1 が繰り出し基準により一般会計補助金となるため 6 4 万 8, 0 0 0 円の増額、収益的支出の予定額は、経営戦略策定費が 1 2 9 万 6, 0 0 0 円、上下水道台帳窓口システムのデータ更新費用が 2 2 万 4, 0 0 0 円で、合計 1 5 2 万円を増額し、予備費 8 7 万 2, 0 0 0 円を減額いたします。

次に、予算 8 条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を 6 4 万 8, 0 0 0 円増額し、合計 4 億 6 4 万 8, 0 0 0 円に補正するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） すいません。先ほど町長が提案説明をされたんですけども、一部文言が違ってございまして、途中の、経営戦略策定については平成 2 9 年度から水道事業の高料金対策というふうに言われましたけども、この部分については、平成 2 9 年度から下水道事業の高資本費対策費補助というところで文言を訂正していただきたいと思っております。

まことに申しわけありません。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 水道事業から下水道事業ということですね。

○上下水道課長（中島 康之君） はい。水道事業から下水道事業というところと、高料金対策のところが高資本費補助という文言に訂正していただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 以上、訂正がございました。

質疑を受けます。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第 2 4 第 8 2 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 4、第 8 2 号議案、平成 2 8 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 8 2 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 2 8 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）でございます。当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

第 3 条予算では、経費において職員被服費で事務員の制服を更新するため 6 7 万 2, 0 0 0 円を増額いたします。また、国土交通省の住宅・建築物安全ストック形成事業により病院北館の耐震診断を行うため、医業外収益において他会計負担金 2 5 1 万 9, 0 0 0 円を増額し、医業費用の経費で北館耐震診断業務委託料として 6 4 2 万 6, 0 0 0 円を増額するものでございます。これらの財源として予備費を 4 5 7 万 9, 0 0 0 円減額いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。それでは、公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）の詳細説明をさせていただきます。

予算実施計画で説明をさせていただきますので、2 ページをごらんいただきたいと思います。収益的収支の 1 款病院事業収益の 2 項医業外収益、1 目負担金交付金では、国土交通省の住宅・建築物安全ストック形成事業により、現北館の耐震診断を実施いたします。この交付金事業につきましては住民生活課が窓口となり交付申請することから、一般会計で受け入れ、その額を病院会計において他会計負担金として受け入れることで、交付基礎額の 2 分の 1 の 2 5 1 万 9, 0 0 0 円を増額いたしております。

3 ページをお願いします。収益的支出の 1 款病院事業費用、1 項医業費用、3 目経費につきましては、事務の女性職員の冬服につきまして、現在の制服につきましては平成 2 5 年 1 0 月に更新し、平成 2 8 年 5 月まで 3 シーズンを経過しております。破損もひどく、また職員の入れかえもある中で、現在の制服が製造されていないということから、今回更新するため職員被服費 3 2 着分の 6 7 万 2, 0 0 0 円を増額、また委託料におきまして、先ほど収益的収入で説明いたしました北館の耐震診断業務を実施することから、

642万6,000円を増額いたしております。これらの財源としまして、予備費を457万9,000円減額しております。

4ページは、キャッシュフロー計算書を添付させていただいております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点教えていただきたいと思っております。先ほど一般会計の中でも説明ありましたが、この耐震診断するために国からの補助金が2分の1出るということで、それを病院会計のほうに移してということでございます。となれば、この国の補助金が251万9,000円でございますので、単純に考えますと500万円余りが事業費になるのかなと思うんですが、この今の補正額を見ますと642万6,000円ですか。ということは、100万円余りの補助の対象にはならない経費があるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺のこの委託料の内容について教えていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。交付基礎額のところだとは思いますが、現在の北館の面積が3,396.9平方メートルでございます。この北館の面積に対しまして、それぞれ1,000平方メートルまでが単価2,060円、それと1,000平米から2,000平米までが単価1,540円、2,000平米を超える分につきましては1,030円という単価が定められておまして、それを積み上げた額が503万8,807円となります。この分につきましては2分の1ということになります。現在予定しています事業費が642万6,000円ですが、どちらか低いほうということになりますので、先ほど申し上げました503万8,807円が交付の基礎額となりますので、その2分の1ということで交付金が入ってくるということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。ただいま病院の職員の制服の更新というふうなこと伺ったんですけども、さきの委員会で、病院のあれは看護師さんということだったんですけど、ほかの職員の方もそういったことがあるんじゃないかと思うんですけども、胸のポケットにペンとかいろんなものを携帯されておりますので、刺しゅうの名札が隠れて見えないというふうな意見があったんですけども、そのときの答弁では、また持ち帰って事務局で相談するというふうな答弁いただいておりますけども、制服更新されるのであれば、そういったことも配慮の上の更新なのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。その点につきましては、先日の委員会の後、特に看護部のほうだったと思うんですが、看護部長に報告しまして、早急にその対応をしていただいております。

それと、今回の制服につきましては事務の職員ということで、ふだんここに我々つけてますこういった名札、またもう少し小さい名札、この大きい名札が業務上ちょっと支障がございます。部署によっては支障が出てくるところは小さい名札をつけております。その辺でボールペン等で名札が見えないというところでは、その事務の制服はございません。ポケットの前に名札がついてますので、それはちゃんと見えるようにはなっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。ちょっと忘れてたと思うんですけど、この北館、もう近々改築するんですけども、あえてこれをするメリットはどこにあるんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。そのメリットということなんですが、来年度、北館改修をするに当たりまして、約5,600万なり5,700万程度の交付金が入ることになってきます。それも条件がございまして、I s 値、耐震の診断の数値でございますが、そのI s 値が0.6未満であればというところなんですが、今現在のところ、1次審査で0.45から0.54という数字も出ております。ですので、交付金をもらおうとすれば2次診断が必要というところで、この2次診断の結果につきましても、当然0.6未満の数値が出てくるという見込みをいたしております。その中で今回耐震診断を行って、来年度から行います改修につきまして、5,600万程度の交付金をいただけるものというところで実施いたすものでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は、あす9月7日午前9時再開いたします。



本日はこれで延会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後 4 時 3 3 分延会

---